

平成29年第5回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成29年12月4日（月曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者兼 会計課長	小野島広人

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内重正	議会書記	杉山昭彦
議会書記	鈴木友理香		

開議の宣告

○議長（鰐本規之君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において、一般質問の場面を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号7番 堀部好秀君と9番 黒田芳弘君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（鰐本規之君）

日程第2、一般質問を行います。

1番 高橋勇樹君の発言を許します。質問席のほうに移ってください。

○1番（高橋勇樹君）

通告に従い、議席番号1番 高橋勇樹、質問させていただきます。

議員になって初めての一般質問でございますので、全力で質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず第1に、質問項目で上げさせていただきました1番、幼児教育の無償化について質問させていただきます。

子どもの教育において、幼児教育こそが最も大切だというデータが開示されたり、その考えが広く浸透されてきています。

近年、近隣の市町村において幼児教育を無償化にする取り組みをされる市町がふえてきました。共働き世代、家庭のサポート、子どもと一緒にいる時間をふやせるなどのメリットも多いということから、とてもよい政策だと私も感じておりまして、国会では消費税の引き上げに伴い、平成31年度より幼児教育を無償化にする取り組みもされると報道がありました。

そこで、1点目の質問です。

本市の幼児児童の人数と、保育料を支払われている人数の割合を把握されているか、健康福祉部長にお尋ねいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

本市の幼児期児童の人数と保育料を支払っている人数でございますが、10月1日現在の市内の8つの幼稚園に入園されておられます児童数にてお答えをさせていただきます。

保育園に入園されておられます児童数は233人、うち通常保育料をいただいている児童数は155人で、割合は66.5%でございます。

また、幼稚園に入園されている児童数は795人、うち通常保育料をいただいております児童数は580人で、割合は72.9%でございます。

合計をいたしますと、市内幼稚園の入園児童数は1,028人、うち通常保育料をいただいております児童数は735人で、割合は71.5%でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

今お話があったように、児童数は735人もの児童から通常の保育料をいただいているということがわかりましたので、そんなところで2点目の質問でございます。

本市において、幼児教育を無償化した場合の市の負担額はどれぐらいになるか、再度お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

幼児教育を無償化した場合の市の負担額でございますが、平成29年度当初予算ベースで申し上げますと、保育園におきます通常保育料3,124万8,000円、幼稚園におけます通常保育料2,649万円、合わせて5,773万8,000円でございます。

議員の御質問にあります無償化につきましては、消費税の引き上げに伴う幼児教育・保育の無償化が平成31年度から始まることにより公表されました。このうち3歳から5歳につきましては、所得制限を設けないため全員が対象となりますので、幼稚園の通常保育料2,649万円が国の負担となるため、市の負担はゼロとなります。

また、ゼロ歳から2歳につきましては、低所得者である住民税非課税世帯の方が対象となることですが、本巣市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例により、住民税非課税世帯につきましては、既に第2番目の子以降の保育料は無料となっておりますので、平成29

年度におきましては1万1,000円となりますが、これも国の負担となりますので、市の負担はゼロとなります。

また、所得制限を設けることなく保育園の通常保育料の無償化を実施いたしますと、3,123万7,000円が新たな市の負担となります。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

ま、ほんと約3,123万円の市の負担となることは、市にとっても大きな負担になるのではないかなと私も考えております。私としては、これからの子どもたちに投資することは、この本巢市への先行投資だと考えておりますので、非常にいいことかなとは思いますが、金銭面や子どもたちの教育環境のブラッシュアップなどのことを踏まえ、3点目の質問に移らせていただきたいと思います。

今後の本巢市において、幼児教育を無償化にしていく考えはあるのか、お尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、3点目の本市において幼児教育を無償化していく考えはあるのかということについての御質問にお答え申し上げたいと思います。

現在、本巢市におきましては、幼児教育における保育料等に対する保護者の負担軽減措置につきましては、本巢市子どもの教育・保育に関する利用者負担額を定める条例によりまして、市独自の軽減措置を含め実施しているところでございます。

先ほど部長のほうからお話がございましたように、保育料、幼稚園の料金等がありますけれども、この金額は市独自でいろいろ決めているところがございまして、国の示す基準よりかなり安く保育料、幼稚園の使用料等設定いたしておりまして、それが今回のトータルしても6,000万円ほどの金額になっているということでございますけれども、議員御質問の幼児教育の無償化ということについて、改めて御質問がございましたので、お答え申し上げたいと思いますが、先ほど部長のほうから、平成31年度から国におきまして幼児教育・保育の無償化というのが開始される予定となっております。その内容につきましては、先ほどお話しございましたけど、重複いたしますけれども、現在のところ3歳から5歳の幼児教育につきましては所得制限を設けず、事実上全員が無償化の対象となる。ゼロから2歳の幼児教育・保育につきましては、住民税非課税世帯が対象となるということでございますので、本市におきましても国の方針に沿う形で、31年度から無償化というのを図って

まいりたいと思っております。

なお、今回の国の幼児教育・保育の無償化の制度でも対象とならないとされております保育園利用料につきましては、保護者の就労等によりまして、家庭において必要な保育を受けることが困難である、そういった幼児に対して保育を提供することで、応分の負担をお願いいたしておる利用料でございます。本市では、この利用者負担である利用料につきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、既に子ども・子育て支援新制度におきまして国が定める利用者負担の限度額水準の約半額となる減額措置を行っておりますことから、保育園の利用料につきましては国の制度の対象とならない部分につきましては、現時点では無償化するということは考えておりません。

今後とも、幼児教育の無償化というのは時代の流れでもございます。国も新たな制度で取り組むといたしております。これからも保育の部分だけじゃなくて、さまざまな子育て支援の機運について、これからも支援していけるような仕組みをいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1 番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

本巢市での子育てというのは、家庭内における負担というのが非常に軽減されていて、子育てしやすい環境だと私も感じておりますし、私の周りもそういうような考えでいるのかなと思っております。

平成31年から幼児教育の無償化がこの本巢市でも行われるということで、それに向けて、それに伴って多くの子育て支援、私も力を入れていきたいと思っております。

さて、2 項目めに移らせていただきたいと思っております。

2 項目めは、一般ごみの処分量について質問させていただきたいと思っております。

一般ごみと言われる燃えるごみは、現在お隣の大野町の西濃環境整備組合について処分されています。この施設には、本巢市を初め大垣市、また瑞穂市、北方町、神戸町、大野町、池田町、揖斐川町の3 市7 町が排出しております。

私なりに調べさせていただきましたが、本巢市では昨年度のデータによりまして8,227.58 トンものごみが運び込まれているというデータが出ております。本巢市の世帯数が、昨年度末の合計でございますと1 万2,281 世帯あり、1 世帯当たり年間670 キロものごみを排出していることとなります。

残念ながら、年々本巢市の人口は減少傾向にあります。ごみの排出量は微量ながらもふえてきているというのが現状でございます。

そして、その排出されたごみを化学的に分析したところ、水分が約45%と半分近く占めているデータも出ております。

処分する費用は、処分するものの重さで決まってくる。それを考えたときに、水分を減らした

状態で処分することが処分料減少につながり、市の負担、また市民の方の負担を多少なりとも減らせるという考えであります。

そこで御質問させていただきますが、本市では電気式の家計用生ごみの処理機械の購入費用の助成金を交付されており、ごみ処分の軽減化を図られていると思いますが、それを含め、本市で可燃ごみの減量化に向けた取り組みをされているかお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。
部長。

○市民環境部長（森 寛君）

可燃ごみの処分量の削減についてお答えさせていただきます。

本市では、昨年度、平成29年度から38年度までの10年を計画期間とする第2期一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定いたしました。本計画は、一般廃棄物処理に係る長期的視野に立った基本的な方針を明確にするものであり、基本方針として発生抑制、資源化、適正処理の3つを掲げております。議員御質問の可燃ごみの減量化に向けた取り組みにつきましては、基本方針である発生抑制に当たるもので、生ごみ等の水分の削減も発生抑制方法の一つでございます。

生ごみには、約80%の水分が含まれていると言われており、捨てる前に一手間をかけて水切りを行うだけで、ごみの減量に大きな効果があります。また、水分から発生する悪臭の抑制や、焼却炉の燃焼効率向上などにより、生活環境の保全やごみ処理費用の軽減につながるものでございます。

本市のごみの減量化に向けた取り組みにつきましては、家庭ごみの分別の手引の配付や、各自治会に置かれる廃棄物減量等推進員を通じたごみの分別等の周知徹底、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び有機資源の再利用を推進するため、電気式家庭用生ごみ処理機購入費助成事業を行っているところでございます。

今後により一層の周知を図り、市民の皆様との連携により、ごみの減量化、資源化等の施策に取り組んでまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

施策で減量化について取り組まれているかと思いますが、本当残念なことに年々量はふえていっているかと思いますが。データとしてふえていっている現状でございますが、それについて何か要因というか、なぜふえていっているかということもちょっとお尋ねしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

部長。

○市民環境部長（森 寛君）

西濃環境への投入量でございますが、一般家庭におけるごみについては減という状況でございますが、事業系廃棄物ということで、商店とか大規模商業施設、その関係の投入量がふえているところでございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

一般家庭においては減量しているというような現状であると認識しましたので、より一層この助成金を使うとか、いろいろな施策において広くPRしていただき、市民の方々からも市の負担を減らせる努力をしていただけるようお願いしたいと思います。

それでは、3項目めの質問に入らせていただきたいと思います。

3項目めは、自転車保険の加入を義務化する条例の制定についてお伺いいたします。

全国的に広がりつつある自転車の保険加入の義務化ですが、近年、自転車事故発生による賠償命令が下され、加害者は保険未加入のため支払いできず、自己破産されるケースがあります。例として、平成25年に兵庫県で男子小学生が歩行中の女性と正面衝突して、女性が頭蓋骨骨折等で意識が戻らず、監督責任を負われた母親に9,521万円もの賠償命令が下された、そんな例もありました。

被害者、加害者双方とその家族を守ることが必要だと思い、今回質問に上げさせていただきたいと思えます。

本県市内での自転車の保有数と保険加入率は把握されているか、お尋ねいたしたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、自転車の保有数と保険の加入率についてお答えをさせていただきます。

最初に自転車の保有数でございますけれども、これについては把握することはできません。しかしながら、岐阜県防犯協会に防犯登録されております登録自転車数は、県下で毎年8万台強の防犯登録が行われております。今年度の10月現在においては約6万台が登録され、本市内では今年度1,165台が新たに防犯登録されております。

続きまして保険の加入率でございますが、こちらにつきましても同様に確認することはできませんが、民間等のアンケート調査結果によりますと、全国で約2割の自転車が保険に加入している結果となっておりますので、本市においても2割程度の加入率となっておりますと推測しております。

ございます。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1 番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

そうですね、把握できないとは思いますが、家庭として1世帯当たり最低でも1台はあるだろうという家庭の中、世帯数から見ると1万2,000台以上がこの本巢市にはあるのかなと。またそれを使用されているのかなと、私なりに考えております。

決して少ない数ではございませんし、それに伴う事故やそういったものも多くなってくるんじゃないかなと私は考えます。

その中で、次の質問に入らせていただきたいと思います。

本市内での自転車事故件数と人身事故の割合は、どの程度把握されているかお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

部長。

○総務部長（畑中和徳君）

自転車事故の件数と人身事故の割合ということでございますが、北方警察署によりますと、平成28年度における本巢市内の自転車を含む事故件数は17件で、前年度の26件から9件減少しております。この17件のうち、単独事故による死亡が1件、負傷者が16件であり、第1当事者、原因者と申しますか、この事故が2件、第2当事者、過失の割合が少ないものとなる事故につきましては15件で、自転車事故の全てが人身事故となっております。

ことしについては、10月末までに9件の自転車を含む事故が発生しております。過去3年間に限っては年々減少しているという傾向になっておるところでございます。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1 番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

年々減少傾向にあるということで、非常にいいことなのかなと思います。ただ、通報されていないだけで示談で解決されているケースですとか、そういったこともあるかと思いますが。ただ、幸いにも大きな事故というか、そういったものも少なく、安全運転されている方が本市では多いのかなと思います。

ただ、平成27年6月から自転車の道路交通法が改正されたことについて、まだまだ認知されていない方がいらっしゃるかと思います。自転車運転での違反行為により罰金刑となり、前科を負うケ

ースもあります。それを踏まえて、次の質問に入らせていただきたいと思います。

自転車運転の罰則化と保険加入に関する啓発活動はどの程度されているか、お尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

自転車運転罰則化と保険加入に関する啓発活動についてお答えをさせていただきます。

平成25年12月1日に施行しました改正道路交通法では、自転車の検査に関する規定や軽車両の路側帯通行に関する規定がされたほか、違反行為に対する罰則規定も追加されております。

さらに、平成27年6月1日からの改正によりまして、自転車運転中に一定の危険な違反行為を3年間に2回以上摘発された場合は、都道府県公安委員会から講習受講の命令が出されまして、この命令を受けてから3カ月以内に講習をしない場合においては、5万円以下の罰金が科せられることとなったところでございます。

市といたしましては、毎年幼児園、小・中学校において自転車運転教室を実施しているほか、高齢者の方に対しましても交通安全大会の開催や高齢者大学、老人クラブ等において自転車運転教室を実施し、こうした機会を通しまして、自転車運転罰則化と保険加入の啓発活動を実施しているところでございます。

また、道路交通法では、危険な違反行為に対する安全講習受講義務につきましては、14歳以上が対象となることから、中学校での交通安全教室においては罰則化についても周知しているところでございます。

なお、今後につきましても、引き続き自転車運転教室を開催し、自転車は危険な乗り物であるといった意識を向上させるため、警察や交通安全協会、学校、自転車販売店等、関係機関と連携を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

啓発活動においても、引き続き御尽力いただきたいなと思っております。ただ、兵庫県を初め大阪、滋賀県、あとは鹿児島県、既に義務化されているところもありますし、平成30年4月からは京都府でも義務化されるというような話があります。その他市町レベルで隣の愛知県の名古屋市ですとか、そういったところももう義務化されておまして、自転車保険の加入についても、これから考えていかなくはいけませんけれども、まず4の自転車通学に対する中学生への講習、先ほどお話ししましたがけれども、改めて中学生への交通安全講習と自転車保険の加入の割合についてお尋ね

したいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

平成28年度の県内の交通事故状況を見ますと、全報告事故件数で141件中、自転車乗用中の事故が98件、全体の68%を占めておりますことから、特に自転車の安全指導については市内全小・中学校で行っておるところでございます。

この指導内容につきましては、多くの小学校では警察官や交通安全指導員などが協力しまして、模擬道路におきまして正しい乗り方や走行中の注意事項などを指導しているところでございます。

また、中学校では自転車が加害者となる事故が増加していることを踏まえた指導や、被害者の話を聞くなどして、交通事故の怖さを身近なこととして捉えさせておるところでございます。

こうした指導のほか、自転車点検につきましても全ての小・中学校で行っており、学校からチェックシートを配付し、手順に従って保護者の責任のもと点検をしておるところでございます。

また、自転車通学者のいる中学校では、そのチェックシートの点検結果と引きかえに通学や部活動の際に使用する自転車許可証を発行しております。

このほか、自転車乗用中の小学校のヘルメット、中学生用のヘルメットは、それぞれ市から無償で配付いたしまして、事故発生時に少しでも被害が軽減されるよう、その着用を指導しておるところでございます。

なお、登下校中の自転車事故につきましては、本人自身のけがにつきましては日本スポーツ振興センターでの対象となりますが、加害者、原因者となった場合には対象外でございますので、市内小・中学校では毎年度初めに、自転車事故の加害者となった場合の任意保険の加入を奨励しておるところでございます。

今後も学校と各家庭と連携を図りながら、任意保険の加入についても検討していただけるよう、積極的に呼びかけをしてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

それについてちょっと再質問させていただきたいと思います。

割合というのはなかなか出しにくいところかと思いますが、半数とかざっくりとした数字でも結構ですので、お答えいただけませんか。よろしくお願ひします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

担当部長。

○総務部長（畑中和徳君）

大変申しわけない話でございますけれども、実際に加入しておる割合というのは把握することができませんので、御了解いただきたいと思っております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1 番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

できるだけ、本当に加害者になってからでは遅いということを各保護者の方にも広く啓発活動を進めていただきたいなと思っておりますので、これからも御尽力いただきたいと思います。

最後に御質問させていただくのが、自転車保険加入の義務化の必要性についてのお考えと条例制定についてのお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

自転車保険加入義務化につきましては、先ほど議員が申されましたように、神戸市内における事故で9,500万円という高額な損害賠償の判決が25年7月に神戸地裁のほうで下されたところでございます。これを受けまして、兵庫県を初め大阪府、滋賀県等、西日本を中心に条例の義務化の動きが進んでいるところでございます。

この義務化につきましては、事故の被害者と加害者の双方の経済的な負担を軽減することが最大の目的であり、あわせて自転車に乗る人が保険に加入することで、自転車は危険な乗り物であるという意識の高揚にも寄与するものであるということから必要なものとは考えております。

また、義務化することによりまして、努力義務が義務になり、行政や関係機関の取り組む姿勢も強固になるということから、有意義ではあると考えております。

しかし、自動車の自賠責保険とは異なりまして、自転車保険にはさまざまな種類がございます。このため、管理が非常に困難であり、簡単に加入の有無を確認できず取り締まり等が困難であるといった課題もございます。

また、市外から本市に來られる自転車利用者の事故も発生することが予測されますことから、この対応なども課題の一つだというふうに考えております。

こうしたことから、条例の制定につきましては、県の動向や他の市町の動きを注視しつつ、今後研究をしてみたいというふうに考えております。

なお、本市の自転車事故の減少に向けまして、自転車運転が加害者となる可能性や、自転車保険の加入の必要性につきましても、自転車運転教室などの機会を初め、ホームページや広報紙など、

さまざまな機会を通しまして保険加入の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

本当全国的にも、これから自転車保険の加入というのは義務化されていくのであろうという傾向にあることから、本市でもこれから努力義務から始めていただき、家庭を守る、その家族を守る、また法人におきましても、海外から来られる労働者の方も自転車を利用されるということで、そういった方々も守るという意味で、これから本市でも推進、啓発活動を進めていっていただきたいと思えます。

そんな形で、以上3項目質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

続きまして、2番 今枝和子君の発言を許します。

質問席のほうへ。

○2番（今枝和子君）

皆様、おはようございます。

9月の市議会議員選挙におきましては、皆様からの温かい御支援を賜り、初当選させていただき、この議会に立たせていただきました。市民の皆様にご心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

まだまだ勉強することばかりではありますが、市民の皆様にご市政が身近に感じていただけるよう、誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存です。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

安心とほほ笑みに満ちたまちづくりについてお尋ねいたします。

安心とほほ笑みに満ちた生活を送るには、まず第一に家族が健康であるということが不可欠でございます。

現在、健康に関する今世紀最大の課題とされているのが認知症であります。ロンドンに本部がある認知症の国際団体、国際アルツハイマー病協会の報告書によりますと、世界の認知症患者数は2015年時点で約4,700万人と推計され、2050年には約3倍の1億3,000万人にもふえるそうです。

超高齢化社会と言われる日本におきましても、厚生労働省の発表では認知症とその予備群とされる軽度認知症障害、これをMC Iと呼びますが、そのMC Iの人口は862万人存在するとしています。

驚くべきことに、これは65歳以上の4人に1人の割合であります。わかりやすく申し上げますと、御近所で65歳以上の御家庭があれば、4軒に1軒はこの認知症で悩まれる方がふえてくるという数

字になってまいります。

今や認知症や軽度認知障害、MC Iはとても身近な症例になっているのが現状でございます。私の友人にも御家族が認知症になってしまわれた方がお見えです。ここで、少し友人の言葉をかりながら、介護する側の気持ちをお伝えしたいと思います。

彼女は、自身の母が認知症とされたそのときから介護が始まりました。つい数年前までは、元気に毎日外出をし、家事を休むことなくやっており、常に動いておられるような人だったそうです。しかし、家族も御本人も気づかぬうちに水面下で認知症という病魔はむしばんでおりました。診断後は日を追うごとに症状が悪化していき、それまでの平穩だった日常生活は大きく変わってしまいました。最初に気がついたことは、今まで本当にかわいがっていた愛犬を毛嫌いし始め、だんだん乱暴するようになったということです。また、そのお母さんの部屋はだんだんとごみの山のようになってしまい、そのうちお風呂も一月、二月ぐらいは入りたくないと行って入らなくなってしまわれたそうです。とうとう、トイレもたびたび失敗してしまうようになってしまわれました。

自分を育ててくれた母親が、認知症の症状とはいえ信じられないような行動をとり始めるのです。そのため、介護者である友人は1日のうちの多くの時間を母親の生活サポートや見守りに当てざるを得なくなり、来る日も来る日も気が休まることなく、精神的にも肉体的にもとても大きな負担となっている様子でした。悩んだ末に介護施設に預けることも考えられたそうですが、母親の介護から薄情にも自分は逃げているんじゃないか、自分はなんて冷たい娘なんだと自分を責め、後ろめたい感情が湧いてきて、とても胸が苦しいと。だけど、介護する毎日の中では先行きが見えなくて、この生活がいつまで続くかと思うと、大好きなお母さんに優しくしてあげたいのに、それがどうしてもできないのと涙を流している姿が、今も私のまぶたに焼きついております。本当に介護というのは大変なんだなあということを、彼女の言葉から私も感じ取ることができました。

数年前にテレビ等でニュースになったのですが、ある女優さんが車椅子の母親と一緒に父親の墓参りに行き、母親をそのまま残して自分が自殺を図ってしまったという痛ましい事件がありました。彼女は、その方の気持ちもよくわかるとも言っておりました。実際、介護殺人や介護心中ということもほぼ毎日のように起きているのが現状でございます。

今は、介護する側のお気持ちをお伝えいたしました。それでは次に、立場を変えて介護される側、認知症となってしまわれた方のお気持ちはどのようなものなのでしょうか。

患者さんにお聞きするのはとても困難です。そこで、皆さん、ちょっと想像をしてみてください。

認知症には、ここはどこなのか、今はいつなのか、あなたは誰なのかなどの場所、時間、人に対する認識が失われていく症状があります。あるとき自分がどこにいるのか、今が夏なのか冬なのか、何月何日なのか、朝なのか夜なのか、自分のそばにいる人が誰なのか、もしわからなくなってしまったとしたら、恐らく言い知れぬ恐怖に駆られるのではないのでしょうか。いきなり自分の知らない空間に放り込まれたと感じて、そこからどうしても逃げ出そうとするかもしれません。そして、その恐怖をうまく言葉にすることもできないとしたら、不安や怒りのため大声を出してしまったり、乱暴になってしまったりするかもしれません。健康な私たちに置きかえてみると、とても不安で恐

ろしい状態であると想像ができます。

このように、認知症を抱える御家族は、どの立場の人も筆舌に尽くしがたいつらい思いをされていると思います。しかも、認知症は一度発症すると、現代医学では治すことが難しく、治療薬でも進行をおくらせるという効果しかございません。そのため、MC I の状態を早期発見することが何よりも大切になってまいります。MC I の状態になってしまわれると、4年後には50%の方が、半分の方が認知症を発症してしまうという研究もございます。

そういったことを踏まえまして、本市におけるMC I の早期発見の取り組みについてお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、本市におけますMC I の早期発見の取り組みについてお答えをいたします。

MC I、いわゆる軽度認知機能障害の方は、認知症の方ほど生活には支障がありませんが、物忘れより記憶力が低下していると自覚できる認知症の一手手前の比較的元気な状態であるため、医療機関で受診される方が少ないことから、早期発見がおくれてしまうのが現状であります。

また、MC I であるかないかの判断は、専門の医師の診断によることとなりますが、本市ではMC I の疑いのある方を早期発見するために、認知症カフェに認知症地域支援推進員を配置いたしまして、参加者の状態を観察し、疑わしい方には声がけをしております。

また、認知症予防教室を月2回開催しておりますが、運動やレクリエーションとは別に記憶力テストを行いまして、その点数により疑わしい方を拾い上げるなど、早期発見に努めております。

[2番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございます。

では、次に認知症対策の国家戦略、新オレンジプランの7つの柱の一つに認知症サポーターの養成というものがあります。本市におきましても、養成講座を開講しておみえですが、その方々に受講後、その学ばれた知識を生かしていただけるような、そんな機会が何かございますでしょうか、お聞かせください。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

久富部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

認知症サポーターとは、特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連

絡協議会が実施いたします認知症サポーター養成講座を受講・修了した方を総称する名称でございまして、国も認知症の方やその家族の応援者である認知症サポーターをふやしていくことを推奨しております。

本市の認知症サポーター養成講座の実施状況でございますが、平成21年度から取り組みを始めてから平成28年度までの間に1,392名の方が受講・修了されております。

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、職場や家庭で認知症の人を温かく見守り、支援する応援者であります。したがって、認知症サポーターが何か特別な活動をすることはございません。例えば、友人や家族にその知識を伝えたり、認知症になった人や家族の気持ちを理解するよう努めたり、隣人あるいは商店、交通機関等、まちで働く者として、各自ができる範囲内の活動をしていただいております。

また、本市では、活動意欲の高い方のために、スキルアップと活動しやすい環境をつくるために、平成29年度から介護予防サポーターズクラブを設置いたしましたところ、36名の方が登録をされ、介護予防教室などのインストラクターの技術を学んでいただき、市内サロンに出向き、介護予防教室などの活動をしていただいているところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございます。

その登録された36名の方のさらなる御活躍を期待いたしますし、今後もその登録される方がふえていくことを念願しております。

冒頭申し上げましたように、今や65歳以上の4人に1人がMC I及び認知症という状況にあつて、私はこの本巢市が認知症で苦しむ人がどこよりも少ない市になっていくことを目指しております。

現在悩んでみえる方々のほとんどの方が、もっと早くに気がついていればと後悔されているに違いありません。しかし、現実にはMC Iの段階では加齢に伴う物忘れと判断される傾向があり、早期発見が困難なのも事実でございます。また、ちょっとおかしいと周りが気づかれたとしても、自分は健康だと思っている御本人を病院へ連れていくのも難しいものでございます。

そこで、私が提案をさせていただきたいのは、加齢による物忘れとは違うアルツハイマー型認知症を見つけるのに最も重要な質問を用いた簡単なスクリーニングテストの導入でございます。

タッチパネルパソコンとの対話形式で、言葉の即時再認識、今言われた言葉をすぐその後に認識できているかどうか、日付の見当認識、今はいつなのか、日時、日付等の認識、言葉の遅延再認識、数分前に申し上げた言葉を覚えていらっしゃるかどうかということです。あと、図形認識の2種類、平面にあらわされた図形の立体的な図形を想像できるかどうかというような検査でございます。この5つのテストを行うものでございます。

テストが終了いたしますと、15点満点中12点以下の場合、物忘れが始まっている可能性が疑われ

ますというメッセージを得点とともにプリントアウトいたします。テスト時間は、プリントアウトを含めて約5分程度であり、簡単な質問に答えながら、ゲーム感覚でチェックができる上、精神的なストレスが少なく済むというメリットがございます。

鳥取大学医学部のデータによりますと、感度は96%、特異度97%と高い信頼性も実現しております。そして、何より御高齢の方、また御家族の方へ、まだ認知度の低いMC Iというものへの意識づけにも有効かと思えます。

このような機器を認知症カフェや高齢者の健康診断時等に気軽に活用していただける環境があれば、MC I 早期発見につながるのではないかと思います。いかがでしょうか。また、若年性アルツハイマーを思えば、節目健診等でもとも思えます。

そして、疑いありとメッセージを出されてしまった方には、サポーターさんから専門的な対策のアドバイスを受けたりすることで、自覚症状が出てからでは手おくれとなる認知症への移行を防ぐことができるのではないかと考えますが、いかがでございましょうか。御意見をお聞かせください。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

久富部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

御質問の1点目でもお答えいたしましたとおり、MC I であるかないかは専門の医師の診断により判断するものでありまして、タッチパネル方式の機器等を使用して本人にMC I であるなどの告知をすることは、MC I や認知症について十分な知識や理解のない方にとっては認知症と勘違いをされたり、不安をあおるなど、精神的な苦痛を与えかねないため、市が判断をすることは非常にリスクがあると考えております。

また、このシステムを導入した自治体にお尋ねいたしましたところ、システム上の判断基準といえますか、スケールといえますか、でMC I と判断できないことや、利用者の負担も大きいことから、利用実績が伸びていないとのことでした。

本市といたしましては、システムの検査に対する精度が上がれば、導入を検討してまいりたいと考えております。

[2番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございます。

やっぱり診断には医師の診断が必要かとは思いますが、まず疑いがあるかないか、それによって対策を練ることで、仮にMC I でないとしても、物忘れが始まりました方には有酸素運動が有効であるとか、いろんな対策をお伝えすることによって、少しでも緩和がされていくのではないかなあというふうに思っております。

今、大きな社会問題としてクローズアップをされている認知症であります。友人やその家族が苦しんでいる認知症であります。先ほども申し上げましたように、認知症で苦しむ人たちがどこよりも少ない本巢市、どの家庭もほほ笑みに満ちている、そんなまちづくりを目指し、認知症の早期発見に市として全力を注いでいただきたい、そのように切に切に前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鐔本規之君）

暫時休憩といたします。10時20分といたします。

午前10時04分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開をいたします。

ただいまの出席人数は16名であります。

続いて、一般質問を行います。

3番 高田浩視君の発言を許します。

○3番（高田浩視君）

緊張の余り深ざりしてしまいまして、かみそり負けしております。テレビ映りが非常に気になります。

最初に私の思いだけ。私は今、高校生と大学生の娘がいます。この子育てを通じ、私は地域の子どもたちと大変多く接してきました。この地域の子どもたちから、たくさんの感動と勇気をいただいております。この子どもたちの未来のため、そして夢の実現のために私はこの場に立ちました。この思いの実現のために議員活動の全てをささげたいと思いますので、一生懸命頑張りますのでよろしく願います。

では、通告に従いまして始めさせていただきます。

最初の政田地内にイオンタウンの開店が迫っています。さらに、LCワールドの跡地でも商業施設の開発が進んでいます。この地域的生活環境の大幅な変化が予想されます。地域住民の方の期待と不安が多く寄せられています。そこで、今の状況についてお尋ねしたいと思います。

初めに、少し歴史を振り返ってみたいと思います。リオワールドは1999年に開店し、昨年まで約25年間、リバーサイドに至っては2000年に開店し、2010年まで約10年ほど営業していました。開店当初は多くの人が集まり、地域の道路も大変渋滞していた様子を私も覚えています。今、20年近く時がたち、交通事情も大きく変化しています。真正地域においても、その間多くの住宅が建設され、人口もふえ続けました。車もふえ続け、車に対する道路整備を中心に交通安全対策が行われてきたようです。20年前40代であった団塊の世代の方は、今や70歳目前です。そして、地域では車を手放す家庭もあります。あれだけにぎわっていたリオワールド、リバーサイドの行く末は御承知のとおり

りです。

この施設の盛衰に地域の方たちの生活は大きく左右されています。この地域では、しばらくの間、野菜などの生鮮食料品を買い物することはできませんでした。民間企業ですから、もうからなければ撤退されるのは当たり前です。しかし、ここで生活する者にとっては大変です。地域にとって使いやすい、安全で安心な施設であることを住民の方たちは心から望んでみえます。

市としてできることがあるのではないかという思いでお尋ねさせていただきます。

イオンタウンの開店に伴う周辺の変化の予想及び現在の道路の状況はどうなっているのか、質問させていただきます。お願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

青木部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

議員御質問の開店に伴う周辺の変化の予想及び現在の道路整備状況はについてお答えをさせていただきます。

東海環状自動車道（仮称）大野神戸インターチェンジの開通見通しが平成31年度と公表されたことに伴いまして、イオンタウンの開店が近日中に予定されております。LCワールドの跡地の再開発も進められるなど民間開発が進められているところでございます。また、屋井工業団地が完成するなど企業の進出意向の高まりや周辺企業の拡張意向も見られることから、本巢都市計画の特定用途制限地域の見直しを行い、新たな工業用地の拡大に伴う企業誘致を目指しているところでございます。議員が御指摘のとおり、急激な社会情勢の変化に伴う交通量の増加や交通渋滞の発生が危惧されまして、地域住民の方々には御心配をおかけしているところでございます。

このため、このような社会情勢の変化に対応するため、今年度策定を予定しております道路網整備計画の中で、東海環状自動車道のアクセス道路として早期完成を目指している岐阜関ヶ原線を軸としまして、新たな交通動線、交通流動の変化による交通渋滞が起こらない、円滑にアクセスできる道路整備計画を策定したいと考えているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

公表されています施設概要によりますと、営業時間が朝8時から夜10時まで、駐車台数は613台、駐輪台数が280台とあります。朝の早い時間から夜遅くまで、ある程度人が集まることは予想できます。渋滞対策だけでなく、安全・安心対策が必要と考えます。

続いて、この地域の道路整備安全・安心対策についてお尋ねします。

イオンタウンは、本巢市の南西部の端にあります。この施設へのアクセスを考えると、南は瑞穂市、西は大野町となります。東は本巢市内からとなりますが、関ヶ原線が整備されています。そし

て、北からを考えますと温井から浅木に通じる市道が中心になると考えられます。信号もなく、揖斐川町、池田町、大垣市内方面と本巢市内、さらに岐阜市内からの抜け道として車のスピードが出やすい道路です。現在でも歩行者にとっては危険です。自転車や歩行者が道路にいますと、車は当然すれ違うことはできません。道路の両側は用水路となっており、ガードレールは片側しかなく、両側のないところもあります。自転車の走行や歩行者にとっては安全とは言えません。雨降りの夜には側溝に落ちた車もありました。一带は一面田んぼや畑です。夜は真っ暗で、防犯上安心とは言えません。ますます歩行者や自転車の利用者がふえるでしょう。

この一带はこのままでよいのでしょうか。温井から浅木へ抜ける市道の整備を含めて、あたり地域の安心対策についてお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

青木部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、議員御質問の商業施設へのアクセス道路として、温井からあさぎ苑に至る市道の整備及び地域の安全対策についてお答えを申し上げます。

温井からあさぎ苑に至る市道真正1007号線につきましては、主要地方道岐阜関ヶ原線と一般県道北方真正大野線を結ぶ真正西部地域における重要な南北幹線道路であると考えております。

また、先ほど答弁させていただいたとおり、イオンタウンの開店が近日中に予定される一方で、新たな企業誘致を推進していくためには大変重要な路線でございますので、道路網整備計画において、区域内で発生し、また集中する交通量を効率的に拡散させるためにも補助的な幹線道路としての位置づけを検討させていただいているところでございます。

また、この地域の安心対策につきましては、以前の商業施設開発時において2車線化、歩道整備が行われているところがございますが、旧商業施設隣接部分に限られている状況でございますので、今後、歩行者、自転車利用者等の利用状況に応じまして、安心・安全な道路整備を推進していきたいと考えているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

現在でも、このあたりは多くの方が散歩やウォーキングとして利用されています。農作業をする高齢者の方も見えます。イオンタウンは朝8時から夜10時までの営業のようですが、これから多くの人が昼夜を問わず集まります。交通事故や犯罪を未然に防ぐ対策をよろしくお願いします。

続いて、この地域にある公園の安全対策についてお尋ねします。

この地域の車の交通量はふえると考えられます。もう少し地域を広げてお尋ねします。

先ほどの市道をもう少し北に進みますと、浅木公園があります。杉山建設のすぐ南側の公園です。

天気の良い日は、毎日のように子どもの声が大変よく聞こえます。イオンタウンが開店しますと、大野町から真大橋へと県道を経由して先ほどの市道へと。また、本巢市内の各地からは、高専道路を経由して先ほどの市道へと交通量がふえると考えられます。地域の多くの子どもは、県道を横断して公園へ向かいます。また、近くにあります瑞穂本巢療育センターでは、療育の中で浅木公園を利用され、高専道路を横断されているようです。糸貫団地からは、高専道路を通り浅木公園へ向かわれています。今でも危なっかしいです。もともと高専道路も県道も交通量が多く、しかもスピードを出す車が大変多いです。県道も高専道路も浅木公園のあたりで道が大きくカーブしており、歩行者からも運転車からも見通しがききません。市では、誰もが安心して利用できる公園づくりを進めてみえますよね。浅木公園周辺の歩行者の安全対策はこのままでよいのかお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

青木部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

議員御質問の浅木公園周辺の歩行者の安全対策についてお答えをさせていただきます。

現在、公園周辺の歩行者に対する安全対策につきましては、真大橋を東へ下って、市道真正1206号線に横断歩道が設置してございます。また、歩道につきましては、北方真正大野線において、真大橋からこの横断歩道を渡って、公園西側の真正第2浄水場、公園南側の市道真正1042号線までの区間で整備がされている状況でございます。

このため、歩行者が浅木公園から西へ向かう場合には、この横断歩道を渡ってから真大橋のアンダーパスを利用していただいております。また東へ向かうには公園南側の市道真正1042号線を経て真正1044号線、通称高専道路に設置してある横断歩道を利用する状況でございます。公園南側の利用者は大きく迂回をいただいているところでございます。

先ほど御答弁をさせていただいたように、今後、商業施設の開発や新たな企業誘致が進められているところでございますので、この地域の交通量が増加することが想定されます。このため、県道真正大野線と高専道路及び連絡する市道真正1069号線の交差点改良を視野に入れながら、利用者の安全対策を検討していきたいと考えているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

私は、この浅木公園あたり一帯は、本巢市の中でも1番か2番目に危険箇所と考えています。地域住民の方の不安の声も大きいです。あたり一帯の総合的な交通安全対策をお願いしたいと思います。

続いて、児童・生徒に対する交通安全対策についてお尋ねします。

児童・生徒に対する交通安全対策として、本巢市では平成24年に全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路において緊急合同点検を実施し、必要な箇所の改善対策について協議され、通学路の危険箇所の改善に向けた取り組みを行うため、通学路安全推進会議を設置され、本巢市通学路安全プログラムを策定されています。本プログラムに基づき関係機関が連携し、児童・生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保が図られています。通学路の危険箇所はチェックされ改善されています。

しかし、子どもたちは学校から帰るといرونなところへ出かけ、跳びはねます。公園は子どもがいっぱいです。子どもが集まる場所は予想できます。そのような場所の危険箇所をチェックしてもよいのではないのでしょうか。いや、すべきではないのでしょうか。

通学路交通安全プログラムの効果はあります。そこで、放課後交通安全プログラムのようなものを策定され、子どもの交通安全対策に真剣に取り組んでいただきたくお尋ねします。お願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、通学路以外の児童・生徒の安全対策ということでございますので、お答えさせていただきます。

市としましては、通学路につきましては、議員が今申されましたとおり、通学路の改善会議等を実施しておるところでございます。

それ以外の道路につきましてはの安全対策でございますけれども、日ごろから子どもたちに車社会に順応する知識を身につけさせ、交通事故を未然に防ぐ目的といたしまして、警察や交通指導員による交通安全教室を開催しております。平成28年度の交通安全教室では、幼稚園で28回、延べ2,245人、小学校では10回で延べ2,284人、中学校では2回、延べ392人に対して実施してきたところでございます。また、高齢者の交通安全教室も含めると、計50回で延べ5,657人に対しまして実施したところでありまして、今年度も同様に交通安全教室を実施しておるところでございます。このほか、児童・生徒の保護者となる自動車運転者を対象にしまして、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図るために、毎年市内4カ所において交通法令講習会を開催しておりまして、今年度は677の方が受講されておるところでございます。

また、市内の道路の安全対策といたしましては、担当部局による道路パトロールを初め、自治会や交通安全協会などからの要望に基づきまして、道路整備や交通安全標識、看板等の設置、危険箇所の点検、公安委員会への要望を実施しまして、通学路と同様に安全対策を講じているところでもございます。

なお、今後につきましても、こうした要望等に基づきまして、危険箇所等の整備に努めまして、安全・安心を確保する交通安全対策に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

児童は、通学では地域の方の大きな協力で厚く守られています。放課後の行動までは見守れません。その分、危険箇所をチェックして十分対処していただくことを望みます。

続けます。児童・生徒の交通安全対策について質問させていただきましたが、最後、交通安全計画全般についてお尋ねします。

地域の交通量は増加が予想できます。20年前とは状況が違います。超高齢化時代に突入し、運転免許を持たない高齢者の方々が年々増加してくることが予想されます。免許を持たなくなった高齢者の方は、歩行者になったり、自転車を利用されたりします。イオンタウンへも自転車を利用し、歩いて買い物に行かれる方が相当見えると思います。また、昨今のニュースにありますように、大変マナーの悪い運転者の方もふえています。健康づくりの中、ウォーキングをされる高齢者の方もますますふえています。

このような状況の中、高齢者をいかに守っていくのか、本巢市としても高齢者に対する交通安全計画を具体的に取組んでもよいのか、または取り組むべきじゃないかとお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、交通安全計画についてお答えをさせていただきます。

近年の交通事故の状況は、高齢化が進むにつれまして交通事故者による高齢化率が非常に高くなっている傾向がございます。平成28年度中の市内の人身事故133件のうち、高齢者は31件で、全体の23%でございます。中でも死亡事故6件のうち5件の83%が高齢者となっているところでもございます。今年度は、10月現在で人身事故99件のうち高齢者は27件で、全体の27%であり、死亡事故1件につきましても高齢者ということになっております。

市では、交通安全協会とともに高齢者の交通事故防止を交通安全運動の重点項目の1つといたしまして、啓発に取り組んでおるところでもございます。今年度は、交通安全大会を開催するほか、警察官と交通指導員、交通安全協会と連携し、約100世帯へ高齢者世帯訪問を実施したところでもございます。また、高齢者大学や老人クラブ等における交通教室を9回行い、運転時の早目のライトの点灯や歩行者反射材の装着など、その効果についてわかりやすく説明をさせていただいておるところでもございます。また、今年度からは高齢者の免許証の自主返納を促進するため、運転免許証自主返納高齢者支援事業を実施し、75歳以上を対象に樽見鉄道の乗車券を1カ月当たり4枚交付しているところでもございます。

市の交通安全計画につきましては、現在策定してはおりませんが、県の第10次交通安全計画に準拠しまして、交通安全対策を実施しておるところでもございます。

今後につきましては、高齢化社会が進行しつつある中、高齢者を含め交通事故の減少や交通事故が起きにくい環境づくりが重要であることから、道路環境の整備や交通安全思想の普及、徹底などを引き続き実施するとともに、交通安全計画策定についても取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3 番（高田浩視君）

ありがとうございました。

続きまして、2つ目の質問に参らせていただきます。

農福連携という取り組みが活発化しています。農福連携とは、障がい者や生活困窮者などの社会的に弱い立場にいる人たちが農園で畑仕事に従事したり、農作物の加工、販売をしたりして、自分の働く場所と居場所を手に入れる仕組みをいいます。

我が国においては、福祉から雇用へという流れを踏まえ、障がい者の雇用就業をさらに推進するための施策が提言され、事業化が進められています。農水省では、障がい者の農業分野での雇用の促進が明記され、積極的に活動が始まっています。農業と障がい者福祉は、それぞれ固有の課題を抱えています。両者が連携することで、こうした課題を克服していこうという動きが各地で広がっているようです。

最近、農福連携を関したマルシェなどの催しが頻繁に開かれています。農業福祉関係者だけでなく、行政や一般の人を巻き込みながら大きなうねりになろうとしています。

農福連携の取り組みを全国レベルで推し進める全国農福連携推進協議会が設立され、全国の福祉事業者や農家、行政、研究者、企業など多くの賛同者が参加されています。行政の面でも農水省と厚生労働省の関心度は高く、協力しながら積極的に連携を推し進めているようです。予算面でも農福連携を意識したものが少しずつ目立つようになってきたようです。

取り組みには2つの方向があります。1つは、障がい者などが身を寄せる福祉関係の事業者が取得したり、借りたりした農地で農業生産を行う方向です。生産だけでなく、できた農産物の加工、製造、販売まで手がけるところも多いようです。もう一つは、農家や農業生産法人などに対して、農作業の請負契約を結ぶというものです。障がい者が農業側の田畑やハウスに出向いて、施設外就労として農作業に従事するというものです。

農水省でも、福祉農園地域支援事業という福祉農園の全国展開を支援する事業を進めています。平成29年度の予算の中でも、農山漁村振興交付金と言われるものの中に福祉農園を支援する枠が設けられたようです。これら一連の動きを単なる社会貢献や福祉という範疇を超えて、障がい者や生活困窮者は今や農業にとって必要な人材だと見る動きだと言われています。担い手不足に悩む農業

の現場からのニーズは、今後ますます高くなっていくのではないのでしょうか。社会的に弱者と呼ばれる人たちが、農業を通して働く場所と収入を得て自立できれば、それだけ社会保障費の削減にもつながります。同時に、農業の衰退にも一定の歯どめがかかり、生産の拡大に寄与する可能性もあります。

そこで、障がい者福祉の課題についてです。

障がい者は、一般より就業率が低く、また就労継続支援B型事業制度の賃金も少ない課題があります。全国では、障がい者のうち生産年齢人口18歳から65歳までの在宅者の数は345万人見えます。従業員5人以上の規模の事業所による雇用者や障がい者福祉サービス事業所などで就労する人は合わせて74万人、全体の2割ほどです。ほぼ全ての年齢層で一般より低く、障がい者にとって働きたくても職場がなかなか見つからないという状況があります。就労継続支援B型事業制度の平均月額工賃は毎年上昇しているものの、1万5,033円です。また、平均以下の事業所が7割を超えています。

本巢市における、障がい者の就労の現状はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

久富部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

現在、本市における障がい者の就労状況は把握しておりませんが、市内にある就労支援施設の就労状況につきましては、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会が運営いたします本巢市障がい者就労支援センターみつば、本巢市障がい者就労支援センター杉の子、本巢市障がい者就労支援センターほたと社会福祉法人あしたの会が運営するどんぐり村、特定非営利活動法人心音が運営するここネット、株式会社ウェル・ファーム・美濃野菜が運営いたしますウェル・ファームの6施設がございまして、92名の方が就労されております。

[3番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

市内の就労支援事業所では、仕事の確保という点、そして賃金の面からも大変厳しく、苦勞されているとお聞きします。

続いて、市の障がい者福祉計画についてお尋ねします。

本巢市では、心が通い合う、誰もが安心して暮らせる福祉のまちの基本理念のもと、障がい者施策の総合的な推進が図られています。

障がい者福祉計画の中で、障がい者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、障がい者の個々の状況や適性に合わせて、一般就労に向けた就労移行支援などを関係機関と連携しな

がら支援していきます。また、企業に対し、障がい者の特性や雇用に関する制度や補助金等の情報提供を関係機関と連携して行い、障がい者雇用を働きかけていきますとあります。

今年度は、第4期の障がい者福祉計画の最終年度になります。来年度の障がい者の就労支援がとも気になります。第5期の障がい者福祉計画における就労支援の方向性をお尋ねしたいと思えます。お願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

久富部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

第4期本巢市障がい者福祉計画におきましては、障がい者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、障がい者の個々の状態や適性に合わせて一般就労に向けた就労移行支援、一般就労が困難な障がい者に対する就労継続支援等を関係機関と連携しながら支援をしていくこととしております。

また、現在、本市では福祉敬愛課内に障がい者生活支援センターえがおを設置いたしまして、就労等に関する相談や情報提供などの生活支援を行っております。

議員御質問の今年度策定しております第5期障がい者福祉計画における就労支援の方向性につきましては、引き続き障がい者雇用の促進及び福祉的就労支援の充実を計画的に位置づけてまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

農福連携の取り組みを盛り込んでいただくことを期待します。

続いて、農業の課題についてです。

農業の現場では、農業従事者の高齢化などにより、農業労働力の減少や耕作放棄地の増加が課題となっています。農業の担い手は減り続けています。全国では、基幹的農業従事者の数は1995年に256万人であったのに、2016年には159万人と、20年ほどの間に100万人近く減少しています。平均年齢も20年の間、10歳ほど高齢化し、60代後半となっています。農地の荒廃も進んでいます。耕作放棄地は20年前の2倍近くにふえ、42.4万ヘクタールと富山県と同じぐらいの面積になっている。本巢市における農業の就労及び耕作放棄の現状をお尋ねします。あわせて、本巢市内における福祉施設の農業の取り組みはあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長と健康福祉部長に求めます。

最初に、青木産業建設部長にお願いいたします。

青木部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

議員御質問の農業の就労及び耕作放棄地の現状についてお答えをさせていただきます。

本市の農業は、水稲を中心に富有柿や梨などの果樹栽培、タマネギやイチゴ、トマトなどの野菜の生産が盛んに行われるなど、優良な農業経営が行われたところでございますが、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴いまして、耕作放棄地の広がりが心配されるところでございます。

このため、農地中間管理事業を活用しまして、農業ができなくなった方から農地を借り受け、経営規模拡大を希望する地域の担い手へ農地を貸し付けることにより、農地の保全と担い手農家の経営規模拡大に努めているところでございます。一方で、新規農業従事者の確保につきましては、国の補助事業である農業次世代人材投資事業を活用しまして、新規就農者が安定した農業経営ができるよう支援をしているところでございます。

本市の耕作放棄地の現状につきましては、農林業センサスの結果を比較しますと、2010年と2015年では、耕作放棄地が約21ヘクタール増加しておりまして、全国的にも増加傾向でありますことから、平成27年に農業委員会に関する法律が改正されまして、耕作放棄地の発生防止及び解消は農業委員会の重点業務とする一方で、新たに農地利用最適化推進委員が置かれたところでございます。本市におきましても、本年7月に農業委員会の任命及び農地利用最適化推進委員を委嘱しましたので、農業委員会と連携して耕作放棄地の解消や発生防止に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

答弁を続いて久富健康部長に求めます。

久富部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

福祉施設の農業の取り組みにつきましては、1点目の御質問でお答えさせていただきました就労支援施設6施設のうち、本年4月に開設をされました株式会社ウェル・ファーム・美濃野菜が運営いたしますウェル・ファームが農作物の生産販売や農家からの委託作業を請け負う事業所となっておりまして、現在、就労継続支援A型に8名、就労継続支援B型に4名の方が就労されており、そのうち市内からはA型、B型に各1名が就労されておる状況でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

ウェル・ファームですか、そのような農福連携に取り組んでみえる企業が市内にあることは、驚きと感動を覚えました。

農林水産省農村振興局都市農村交流課、農福連携推進フォーラム、平成28年3月の資料ですが、人口減少社会における農林水産業・地域の活性化として医福食農連携の推進が掲げられています。取り組みの事例として、薬用作物国産化のニーズに応えた産地形成等、介護食品・機能性の高い食

品等の開発・生産・販売、そして社会福祉法人等の農業生産を通じた活動の促進とあります。さらに、具体的な取り組みの事例として、障がい者就労支援の促進、福祉目的でも利用可能な市民農園、体験の整備、社会的弱者に対する農作業を活用している取り組みが掲げられています。

最後に市長にお伺いしたいと思います。

岐阜県では、農福連携の取り組みに対して支援を行う事業を創設したようです。また、今年度多様な就業ニーズや農福連携に一元的に対応するため、ワンストップ総合支援機関、ぎふアグリチャレンジ支援センターが開設され、障がい者の雇用に取り組むモデル事業を募集したようです。

農福連携の現場の声です。農家や地域の声としては、農家の高齢化で耕作放棄地がふえている。何年も草が生えっ放しの小さな農地が点在する中、障がい者が働く場として農地を貸すことで畑がよみがえり、地域が活性化してきた。また、障がい者の声としては、土地をさわっていると安心できるんです。不思議です。四季を通じていろんな仕事があるのが農業、たくさんの発見と驚きがある。自然の中で働くことは気持ちいい。ナスを育てて山のように収穫すると、自分の仕事が目に見えて達成感がある。周りから表情がよくなったねとよく言われるようになった。仕事は大変だけど楽しい。つくった野菜を売りに行ったとき、ここの野菜のファンなんだよと声をかけられるとうれしい。

市内の農産物の販売所は人があふれています。新鮮な農作物を求めて行列ができています。農作物は、生産者の顔が見える物品です。障がい者が生産された農作物が店舗に並ぶ、その農作物を求めて人が集まる。生産者である障がい者の方はその光景を見て喜ばれ、やりがいを感じられるのではないのでしょうか。

農福連携には大きな可能性が秘められています。今後の進展に期待がかかっています。農でデザインする、心が通い合う、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めようじゃありませんか。市長にお伺いします。

○議長（鐺本規之君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、農福連携の推進についての最後の御質問について、お答えを申し上げたいと思います。

先ほど来、高田議員のほうから、いわゆる農福連携についての提案型の大変いい御質問をいただいております、本当に感謝を申し上げたいと思っております。

農業の現場では、先ほど来御指摘ございますように、農業従事者の高齢化、また減少によりまして、農業労働力の減少という、また先ほど部長が答弁しておりますように、耕作放棄地の増加というのがあちこちで起きておりまして、これが農業を取り巻く現場の大きな課題となっております。

一方で、先ほど来お話がありますように、障がい者の方が働きたくてもなかなか働けない。どうしても健常者と比べていろんなハンディがあるというようなことで、就業率が低いというのが現状でございます。

こうしたことから、先ほど議員のほうからも提案、お話しございましたように、岐阜県におきましては平成29年度から障がい者農の雇用モデル事業というのを創設いたしまして、農業と福祉の連携を進めることによりまして双方の課題解決を図り、障がい者の自立と農業分野での就業促進をするために、農業者等が障がい者を雇用する新たな取り組みというのをやっているところでございます。

この取り組みの実績についてお聞きいたしましたところ、これは先ほどのお話にありましたように、岐阜県農畜産公社内にございます、ぎふアグリチャレンジ支援センターというのが窓口になっておるわけでございますけれども、岐阜県農業会議によりまして各地域の農業者等への取り組みの周知が図られた結果、8月にはモデル事業者3社というのが決定をされまして、それぞれ各農場におきましては4名の障がい者が雇用された。そして、農産物の生産に関する業務に従事をしているというふうにお聞きいたしております。

また、これもお話ございましたけれども、岐阜県の社会福祉協議会におきましては、県から委託を受けまして、平成27年度から障がい者農業参入チャレンジセンターというのを設置いたしております、障がい者と農業者との橋渡しを行うということで、福祉事業所が農作業の仕事の受注を推進し、農業分野における障がい者の就労機会の拡大を図るとともに、農業者にとっても人手不足の解消等、双方にメリットがある連携を目指す事業を行っております。これにつきましても、今年度は6件の実績があったというふうにお聞きいたしております。

現在、本巣市におきましては、こうした県等の取り組みにつきまして、市内の福祉事業所、または農業者などから具体的な相談や問い合わせはございませんけれども、今後こうした福祉事業所、担い手農家等双方に労働力の確保と、あわせて賃金助成といったメリットがございますので、こういったメリットを周知いたしまして、県の障がい者農の雇用モデル事業の活用、また障がい者農業参入チャレンジセンターの活用というのを働きかけて、障がい者の就業支援というのを今後とも積極的に支援、推進してまいりたいというふうに考えております。

また、今、第5期の障がい者福祉計画の策定中でございますけれども、そういった中でも積極的にこういった取り組みができるようなことを盛り込んでPRしてまいりたいというふうに思っております。ありがとうございました。

〔3番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高田議員。

○3番（高田浩視君）

ありがとうございました。

農家や農業法人が障がい者施設に農作業を委託し、その作業を施設の職員の指導を受けながら指導者が行い、報酬を受けるという方法が取り組みやすいのではないのでしょうか。こうした連携は、自然にはなかなか発生しないため、農業と福祉の関係者がお互いに連携し、そうしたマッチングを実現していくことが効果的ではないのでしょうか。一たびマッチングがなされれば、そこが福祉関係

者の農業技術習得の場となりますし、農業関係者の障がい者への理解促進の場となっていくことが期待できると思います。

農作業の手伝いの一歩手前の交流イベントや農作業体験でもいいのではないのでしょうか。

まず、障がい者に農業とのかかわりを持ってもらう取り組みが必要だと考えます。障害者の雇用という課題においては、地域の理解、協力を得なければ成功しないと思います。市として農福連携という取り組みを大いに取り上げていただければ、大きな手助けになると思います。

先ほどの農福連携の事業所があるということですが、その農作物が私たちのお昼のお弁当のおかずになることを期待して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

続きまして、4番 寺町茂君の発言を許します。

質問席のほうへ。

○4番（寺町 茂君）

通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点、子育て支援についてでございますが、本市においては子育て支援においてさまざまな助成がされ、住みよいまちづくりに大いに対策が施されて非常にすばらしいことと存じておりますが、インフルエンザの予防接種については任意接種ということで、助成がされていないというようなことを聞いております。インフルエンザの予防接種ですけれども、子どもがいる世帯において、特に子どもさんが多い世帯については非常に大きな金額が負担されることと思います。

近年、山口市であるとか岐阜市では、今年度から助成が採用されたというようなことを聞いておりますが、本市において実際にその助成はされているのかどうか、まず第一にお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

久富部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

本市の乳幼児の予防接種につきましては、現在、国が乳幼児に接種を強く勧めておりますワクチンを定期予防接種と位置づけまして、B型肝炎、ヒブ、日本脳炎など12種類の予防接種を実施しております。

議員御質問の季節性インフルエンザワクチンの接種につきましては、接種するかどうかは接種を受ける側に任されております任意接種のワクチンでありまして、本市ではこれまで季節性インフルエンザの予防接種の費用助成等は行っておりません。

[4番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

助成がされていないというお答えでした。

実際には、市の状況、家庭に聞いてみますと、非常に市内の病院は高いところが多いということで、市外の安い病院を探して予防接種を受けに行かれるというような家庭もかなり多いというような実情をお聞きしております。そんな中で、お隣の岐阜市さんは、今年度からですけれども、小学生以下の子どもさんに対して1回1,000円の助成をすると、山県市さんにおかれましては15歳まで2,000円の助成をすると、そんなようなことがされているというお話を聞いております。非常に子育て世代においては経済的な負担が大きいということで、1つはそういった経済的な負担を減らすという意味で、さらにインフルエンザというのは発病すると重症化をしたり、高齢者においては命を落とす危険性もあるというような安易に考えてはいけない病気かと思っておりますので、ぜひとも助成をしていただきたいと思っております。

そこでお伺いしますが、本市においては、今後の子どもさんに対するインフルエンザの予防接種助成に対して実施される意向はあるのかどうかということで、御返答いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

久富部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

季節性のインフルエンザは、毎年初冬から春先にかけて流行し、ワンシーズンに少なくとも数百万人、多い年ですと1,700万人から1,800万人の患者が発症し、学校や仕事などを休む人が一気にふえます。また、慢性疾患や心疾患などの持病を抱える人や5歳以下の小児などの中には、重症化し、命に危険が及んだり、後遺症が残るおそれがあるため、ワクチンで予防することが重要であります。

また、我が国の季節性インフルエンザワクチンの接種につきましては、全体の接種率は40%となっておりますが、1歳から6歳の接種率は70%、7歳から13歳の接種率は60%となっていることや、13歳未満は2回の接種を推奨しているため、議員御指摘のとおり、子育て世帯、特に多子世帯におきましては経済的負担も大きいと考えております。

こうしたことから、任意接種であります季節性インフルエンザワクチンの接種につきましても、子育て世帯の経済的負担軽減と接種率向上のため、来年度より予防接種の費用助成を実施してまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

どうもありがとうございます。

非常に前向きな御返答をいただきましたので、来年度からの助成をぜひ実現させていただきたいと思っております。

次に、防災についてお伺いいたします。

万一の災害時、最近、非常に地震が近いとかいろんな報道がされておる中、真っ先にそんな場合に必要なのが自助・共助というふうに言われております。恐らく自分の命が助かった後に大事になってくるのは、各自治会単位での活動かと思えます。

実は、平成27年度、28年度、地元の自治会長をさせていただいて、実際に自主防災組織をつくり、防災訓練もさせていただきましたが、非常にその運営についての指針というのがわかりにくい。実際にどのように運営したらいいかということがよくわかりませんでした。ぜひとも、そんなわけで、こういった自治会の自主防災組織の充実を図っていただきたいと思うわけで、まず1つに自治会の自主防災組織には情報班、消化班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班と、こういう班が設けられております。実際、自治会の中でどのように割り振っているかという、順番に班長さんを1班から割り当てていくというような手だてしかないのが現状であります。実際に情報班に配置されましたが、私は何をしたいのかというのが明確にわからない。自治会長さんがそれを御存じかという、自治会長さんも余りわからないというような現状がございます。そんな中で、こういった自主防災組織、さらに各班に選定された人がどのようなことをしたいのか、どうしたら実際の災害時に動くことができるのか等の実地研修みたいなことを実施されてはいかがかと思うわけですが、そのようなことはお考えになっておられるのかどうかお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、自主防災組織の指導等についてお答えをさせていただきます。

今さら自主防災組織とはということ申すときではございませんけれども、自主防災組織とは、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づきまして、自主的に結成する防災組織であり、災害対策基本法においては、住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織と規定されております。

大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国や県、市の対応、いわゆる公助でございますけれども、これは限界がございます。早期に実効性のある対策をとることが難しいため、自分の身を自分の努力によって守る、いわゆる自助とともに、地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら防災活動に取り組むこと、いわゆる共助が必要となります。こうした取り組みにより、自助・共助・公助が有機的につながることによりまして、被害の軽減を図ることができると考えております。

市内の自主防災組織は、平成16年の市制施行直後から自治会において組織化に取り組みまして、現在13年目に入っている状況でございます。現在は119自治会中、114自治会において組織され、組織率は96%となっております。このような自主防災活動は、大変重要な取り組み

であることから、市といたしましては訓練や研修等に対する自主防災活動事業補助金や、防災資機材の充実や防災士の育成に対する自主防災組織活性化事業補助金を実施しまして、支援しておるところでもございます。

自主防災組織は、自治会による自主的な取り組みであり、自治会において組織の充実に向けた議論を踏まえた取り組みが年々充実、浸透してきておると感じておるところでもございます。

また、市災害対策本部と自主防災組織との連携においても、毎年8月の市の総合防災訓練時には、自助、共助の育成を目標といたしました自主防災組織が主体となった訓練を事業の重点項目の1つに上げまして、自主防災組織の育成に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、これまで各地で発生しております大規模災害の教訓から、災害発生時の初動時における命を守る行動は自助と共助が最も重要であるとされておりまして、自主防災組織が主体となり、自助と共助の充実を目指し、研修会の開催などを含めまして、引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

非常に大事な取り組みであると思いますので、今後とも重点的に御指導いただけたらありがたいかと思えます。

非常に、先ほども申しました2年間の自治会長時代に、市からの情報が乏しいような感じが見受けられました。実は、福島原発の事故以来、市でも放射線の測定がされているということをお聞きしておりましたが、実際に私の自治会長をした地域の住民だけかもわかりませんが、そういった事実を知らなかったというようなことがございまして、そんなことをやっているのか、どうしたらわかるというときに、市のホームページを開くと、真正分庁舎と根尾分庁舎、さらに公立小・中学校では学期ごとに1回、実際に放射線を測定してホームページに記載していると、そんなことが初めてわかりました。これは疑問に思わなければ、全くやっているかどうかということがわからない状態でした。非常に福島原発の事故で放射線が最初30キロ圏内というようなことを言われておりましたが、その後の実地検分等で50キロとか100キロ、場所によってはかなりの広範囲に広がるのが実際に起きました。非常に私どもの市は、福井県内の原発が位置しております位置から近いと。たしか根尾の北部は30キロ圏内に達していると。こんなようなことをお聞きしております。30キロ圏内の場合は、ヨウ素131を吸収する前に安定させるためのヨウ素剤を配布するというようなことが言われております。

1つは、放射線の測定結果について、できるだけ市民にわかりやすい形で測定後、市の広報紙に掲載していただくということが可能かどうかということ。もう一つは、安定ヨウ素剤が市内にどれぐらい備蓄されていて、それをもしもの有事にどのように配布されるかという方法について御質問

をしたいと思いますので、御返答のほどよろしく願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、原発事故による放射能汚染に対する周知についてお答えをさせていただきます。

本巢市は、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に示されており緊急防護措置を準備する区域、いわゆるUPZですね。原子力施設からおおむね30キロメートルでございますが、現在、本巢市は根尾につきましては40キロから50キロに位置しておるところでございます。このUPZ外に位置しているところでもございます。岐阜県が公表いたしました放射性物質拡散シミュレーション結果によりますと、原子力災害対策を強化する地域として位置づけられておるところでもございます。

市では、原子力対策につきましても市地域防災計画に明記しまして、ホームページで公開するとともに、放射線の測定結果につきましても先ほど議員が申されましたようにホームページで公開しておりまして、市民の方々に周知しておるところでもございます。

安定ヨウ素剤の配布、服用方法につきましては、県地域防災計画及び原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針に基づきまして、市地域防災計画においては、県から安定ヨウ素剤の配布、服用を指示された場合は、市内のコンクリート造の公共施設において、医療従事者の立ち会いのもと住民に対して安定ヨウ素剤の配布、服用を指示するとしております。

安定ヨウ素剤の配布につきましては、県で備蓄しております約54万錠を県から指示された被害市町村において対応することとなることから、市独自で安定ヨウ素剤は備蓄しておりませんが、有事の場合には迅速かつ適正な対応がとれるよう、周知を含めまして体制整備を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございます。

再質問させていただきたいと思いますが、安定ヨウ素剤の服用に関して、放射線の被曝から余り時間を置いてはいけなようなお話を私は聞いておりますが、市内に備蓄がない状態で、そういった有事に県から恐らく順次配布されるんだと思いますが、それで十分に対応できるのかどうか、お答えを求めたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を畑中部長に求めます。

○総務部長（畑中和徳君）

安定ヨウ素剤の服用につきましては、まず最初に屋内退避ということで、家の中にまず退避していただきまして、県から避難等の指示があった場合において、それぞれ指定しております公共施設において安定ヨウ素剤を服用するものでございます。

なお、安定ヨウ素剤につきましては、錠剤あるいはゼリー状のもの、粉末のもの等々ございまして、年齢等によってその投与量等も変わっておりますし、事前に配備いたしますと3年で更新しなければならないといったこともございますので、その辺も備蓄がされていない状況でございます。

今、議員が質問されましたことにつきましては、そうした屋内退避を含めて避難の指示が出た場合に服用した場合に限っては、それである程度効果が発揮できるものというふうを考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございます。

一応、初期に屋内退避をするということで、放射線関係の有事の場合はぜひとも迅速な指示を住民に対して発していただきたいと、そんなことをお願いしたいと思います。

続きまして、先ほどの自主防災の対策について、防災士を市の補助で資格取得に対して助成しているというようなことをお聞きしました。

既に何十名かの防災士さんが誕生しているというようなこともお聞きしておりますが、資格を取られた後の有資格者がどのようにその後活動されておられるのか、今後どのようにその人たちが市のために活動していただけるのか、そんな計画がありましたらお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、防災士の活動についてお答えをさせていただきます。

防災士の資格取得につきましては、平成27年度から自主防災活動活性化事業補助金といたしまして、助成制度を設けまして平成28年度末までに15名の方が防災士の資格を取得されております。自主的に取得されている方や消防団員、市の職員を含めると、市内の防災士は現在79名となっております。

防災士の活動は、日ごろから身の回りの備えを行い、防災・減災に対する知識、技能の習得、向上に努め、救助される人ではなく、救助する人を目指すものでございます。また、地域や職場の防災向上のため、日ごろから地域や職場の人たちと協力して防災・減災のための啓発活動に努め、災害時には地域、職場が協力して救助・応急活動などに当たるなど、災害に備える地域社会づくりに

みずから積極的に貢献することを期待するところでもございます。

なお、防災士の資格取得者の活動状況についてはそれぞれ把握してはおりませんが、市の職員の有資格者におきましては、自治会や老人クラブ等での防災講話など出前講座を実施しておりますほか、自主防災組織の防災訓練に参加し、スキルアップを図っておるところでもございます。

また、本年7月には、市内在住の防災士を対象にいたしまして、資格取得後の活動の推進を図っていただくよう防災士フォローアップ研修を開催いたしましたところ、参加されました31名の方からは、大変参考になる研修であった。あるいは、8月の防災訓練前に開催できて非常によかったなどという感想が述べられております。全ての方から次年度以降の開催希望があったほか、防災士による自主的な組織の立ち上げについても前向きな回答が寄せられたところでもございます。

こうした意見も踏まえまして、自主防災組織を含めた地域の自主防災力向上のための大きなマンパワーとして積極的に活動していただけるよう、引き続きフォローアップ研修の開催など支援をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

実は、私も市のほうの補助をいただいて防災士を取らせていただきました。非常にありがたかったです。

実際には、いろいろな活動がされ、フォローアップ研修もされているということですが、実際に活動されている方も見れば、取っただけという方もお見えになるので、ぜひともフォローアップ研修に少しでも多くの方に参加していただいて、自主的な組織の立ち上げ等、今後の防災に寄与していただきたいと思っております。

続きまして、自然環境の保護について御質問させていただきます。

本巢市というのは、南北に細長い市で、御存じのように山林が非常に多い、8割ぐらいあると言われておりますけれども、非常に特異な自然環境を有しております。北部の一番最高峰、高い能郷白山は1,617メートルで南部の一番標高が低いところは10メートルというようなことで、標高差が1,600メートル以上ある。生き物を調べてみると、北部には岩山等に住むようなイヌワシがいる。南部にはときに海に住んでいるようなスズキとかボラとかが遡上してきているという、非常に高山性の生き物から海域に住む生き物までが生息するという、恐らく岐阜県内ではほかに例のない、まるで本巢市自体が博物館のような自然環境を有しておるわけでございます。非常に多種多様な生物群が見られるわけでございます。

そんな自然を有していることからだと思いますけれども、市民憲章におきまして、前文では、「わたくしたち本巢市民は、自然の恵みにはぐくまれた郷土に誇りをもち、心温かく魅力あふれるまちの創造に努め、さらなる飛躍を目指して、その憲章を定めます」とあって、第1章、郷土を愛

し、豊かな自然を生かし、安らぎのあるまちをつくりましょうと、こういうふううたわれております。

しかし、こんな豊かな自然を有する本巢市でございますが、実際は、自然環境の劣化が年々進行しているように思われます。実際にそんなことも観察されると思いますが、そんな中で、本巢市の恐らく生活環境課だと思いますけれども、ここ何年かにわたって水生生物の調査を実施されております。

その結果について、どのような推移をしているのか、具体的な数字をもってお答えいただけたらありがたいと思います。同時に、生き物がなくなった、特に水生生物の場合は水質悪化が原因で減少したというようなことが言われますので、水質についても調査がされておるとお聞きしておりますので、同時に水質の結果についてもお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

森部長。

○市民環境部長（森 寛君）

水生生物調査の経年変異及び水質調査結果についてお答えさせていただきます。

本市は、山紫水明の豊かな自然に恵まれた美しいまちでございます。この豊かな自然環境は、先人の努力によるもので、本市が誇る資源として地域の方々に愛され、そして守られ続けています。こうした貴重な資源は、人々の交流や地域経済の発展に深く結びつくなど、まちづくりに欠かすことのできないものでございます。

さて、本市ではこの豊かな自然環境を後世につなげていくため、岐阜県が平成13年度から19年度に糸貫地域で実施した農業排水路の改修に伴う水生生物調査を引き継ぐ形で、平成20年度より市内19カ所を対象に調査を実施しています。

本調査では、市内を流れる根尾川及びその支流において、水生生物の実態や生息状況を把握しています。調査箇所が整合する過去6年間の確認魚類を見ますと、確認種数については年々減少傾向にあり、平成24年度の35種類に対し平成29年度は28種類と、7種類の減少が認められます。また、個体数については、各年度の増減にばらつきがあるものの、平成24年度の1,906匹に対して平成29年度は1,933匹と微増となっております。なお、北部は種数が少なく、南部は多いのも特徴でございます。

また、水質調査につきましては、合併以降継続して毎年実施しており、市内を流れる根尾川、糸貫川及び排水路等33地点において、環境基本法に基づくBODや大腸菌群数などの調査をしております。過去のデータを見ますと、どの地点においても大きな変動はなく、例年おおむね良好という結果が出ております。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

今、お答えいただきました最大35種のところが28種に減ったというのは、水生生物の中でも魚類だけのお話になるかと思えます。実際には、両生類、爬虫類、甲殻類、貝類、昆虫類といろいろな種類にわたっての調査が実施されておりまして、そのトータルでは最大83種類から今年度78種類まで減っているということで、魚類の35から28という7種類の減少が特に大きかったというようなことになっております。

非常に水の中のことで、一般の方にはわかりにくい、こんな魚がいなくなったと言われてもぴんとこないんですけど、例えがちょっと悪いかもわかりませんが、皆さんの周りにいる鳥の仲間、7種類、過去6年間の間に減ったという話ですが、あした起きたら庭にいたスズメが1羽もいなくなったとか、次の日には鳩が消えたとかいうようなことで、7種類も消えたというような現状が観察されておるわけです。そのように、実際豊かな自然を有する本巢市ですが、水生生物は明らかに減っている。その一方で、水質の調査に関しては良好な結果がずうっと続いているということで、水質悪化による生き物の減少とは結びつかないと、そんなことが思われます。

本巢市というと、水生生物の代表選手は蛍でありまして、蛍については市の観光にも、もしくは商工業の活性化にも寄与する存在だと思えますが、蛍も実際には、これはちょっと市のほうに調査データがございませんが、別の環境団体の調査では、ここ10年間の間に半減ほどしているということが出ております。そんな中で、非常に水質が良好なのに、生き物たちが減少しているというような報告がございました。これは、平成8年度の河川法改正以来、利水と治水に比べて環境レベルが低いということで、環境も同等に扱えということで自然共生工法の導入をということで、ずうっと全国的に動いていることと思えます。

ここで、本市の自然環境に関する配慮として、自然共生工法がいかなる方法で導入され、どの程度進んでいるのかというようなことをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

青木部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、議員御質問の本巢市における自然共生工法の導入状況についてお答えをさせていただきます。

近年における農業従事者の後継者不足や米の生産調整によります営農形態の変化によります乾田化、農地の宅地化や農業用排水路のコンクリート化による自然環境の変化によりまして水生生物の減少につながっているものと考えております。

本市の自然共生工法の実績としましては、合併以前の旧糸貫町におきまして、県営の土地改良総合整備事業にて生息する水生生物の生息保全を考慮しまして、魚巢ブロックを施した水路整備を実施してまいりました。また、平成24年度から平成28年度にかけて整備しました真正地区の丹波

川の護岸整備につきましては、施工前における自然環境状況を考慮しまして、環境配慮型のブロック製品を用いた護岸工事を実施しております。

現在、本市の水路整備につきましては、河川整備となるものは少なく、農業用排水路の支流の土羽水路整備が大半であり、農業従事者の維持管理労力の軽減化や非かんがい期における水量不足における土砂の堆積防止に対応するため、地元要望等を考慮したコンクリートU字溝の布設整備を実施しているところでございます。

しかし、議員が御質問のように、自然環境の劣化による水生生物の減少も考えられますので、蛍保護条例を制定し、蛍保護に努めていることもございますので、今後整備する箇所において、水路の利用状況、生態環境、地域住民の要望等を考慮しまして、保全対策が必要であると思われる箇所につきましては、地域住民の御理解をいただきながら自然環境に配慮した工法による整備を実施していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

非常に前向きな御検討をいただくということで、御返答いただきました。

水生生物の減少、主な原因とされますのが、水路内、特に農業用の排水路内における川底箇所に生き物が隠れる場所が少なくなったというのが第一の原因とされております。要するに、前は本当の土と石の川底であり、そこに石とかのすき間があって、そこに生き物がいたと。そんな状況がなくなり、非常に真っ平らな箇所になったと。しかも水路は直線的ですので、流速が改修前より速くなったということで、非常に住みにくい、出水すれば流されてしまうというようなことが大きな原因と言われておりますので、そんなことを少しでも改善できるような自然共生工法の導入を今後どんどん進めていただけたらと、こんなふうに思います。

続きまして、今、生物調査が生活環境課を通してされているというような話がございました。実際のところ、蛍の保護条例もあって、すばらしい市に見えるんですけども、じゃあ実際に保護をする部署はどこですかと聞いたときに、ぴんとくる部署がないのでございます。まずもって、本巢のこの行政組織の中で自然環境の保護をする部署はどこかということが私には明確にわからないので、お答えを願えたらありがたいかと思えます。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、自然環境保護につきましてお答え申し上げたいと思います。

先ほど来、寺町議員の本当に、もともと専門の先生でございますので、大変示唆に富んだ、はた

また詳細な御質問をいただいたということで、本当に素晴らしいお勉強家の方だというふうに感服いたしております。

それでは、この中で最後に御質問いただきました自然環境保護をどこで所管しているかと、なかなかわかりにくいよというお話でございますので、それについてお答えを申し上げたいと思います。

ちょっとダブりますけれども、少し前段のほうでお話をさせていただくことにしたいと思います。

本巢市には、蛍、ハリヨ、ササユリなどの貴重な生物が生息しておりまして、先ほど来お話ございますように、私たち市民に癒やしを与えてくれておる。また、シーズンには多くの観光客が訪れるなどいたしまして、観光としてのまちづくりにも大変、蛍を初めとして大変貴重な資源となっておるところでもございます。

本市におきましては、生息場所が保護されている生物につきましては、昆虫でございますと蛍、ヒメハルゼミ、淡水魚でありますとハリヨ、オヤニラミというのがございます。そのうち蛍、ハリヨにつきましては、観光施策とのかかわりから産業経済課が所管をいたしております。

また、ヒメハルゼミ、オヤニラミにつきましては、市の天然記念物の指定を受けているということから、文化財等々を所管しております社会教育課が所管をしているということでございます。

また、先ほど来御質問ございますように、水生生物とか河川、排水路等の水質調査、こういう生活環境全体にかかわるものにつきましては、生活環境課において所管をしておるということでございます。

また、根尾の奥のほうから、1,600メートルの山もあるというようなことでお話ございましたけれども、山のほう根尾地域にございます能郷白山、またブナの天然林の岩の子につきましては、岐阜県が自然環境を保全する目的で自然環境保全地域に指定いたしておりまして、適正な保全管理を進めるために、継続的な自然環境変遷動向調査が行われているところでもございます。

また、保護では、蛍の保護は若干鈍いんじゃないかというようなお話もちょっとありました。先ほど来、蛍の数も半減しておるんじゃないかというお話もございますけれども、蛍の名所で知られております席田用水におきましては、奉仕活動ということで、毎年4月中旬に本巢中学校によります清掃活動というのが実施をされておりますし、また土貫野小学校と一色小学校、また先生も参加していただいておりますどろんこ探検隊という方々の手によりまして、蛍の幼虫の生育、また市内14カ所での増殖放流も行っていたいております。そうした御協力のかいもあって、6月のシーズンには市内のあちこちに蛍の瞬きが見られて、訪れる人々を魅了していただいているというふうに思っております。

議員御質問の担当部署の明確化、担当官の配置ということにつきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、今現在、所管しているところがそれぞれ施策と密接な関係があるということでございまして、今後、各所管課間の連携を図りながら、生物の保護に取り組んでまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、全体の生活環境を含めた環境保全全体は生活環境が所管をしていくという、特殊なものについてそれぞれの部署で持っていくということになっております。また、いずれにいたしましても、先生御案内のようにこうした自然環境と生態系を保存して

いくというのには、そう簡単な知識ではできるもんじゃございません。やはり専門性が求められるということから、既に過去にも大学とか専門学校先生等々、それからそういった植物の専門家の方々の御指導を今までずっとアドバイスを受けてきておりますけれども、今後も必要に応じて大学、研究機関等のアドバイスを受けるということをしてしながら、それぞれの所管課が持っているものを失わないように、連携を図りながら今後も自然保護、環境保護に取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

本巢市には、非常に多様な生物群が存在するわけございまして、それは非常に観光、それから場合によって農産物のブランド化、商工業製品のブランド化にもつながる非常に大切な資源であり、宝だと思っております。

ぜひともこの豊かな自然環境を保護するために、できればもう少し充実した組織づくりをしていただきたいと。特に蛍、ヒメハルゼミ、オヤニラミ等、単発的な生き物については保護がされると、このように言われましたが、生き物というのは単独で生きているわけではございません。例えば、蛍が生きるにはカワニナを食べる、カワニナは石についた付着藻類などを食べると、付着藻類が生えるには良好な水質と適当な日射が必要だとか、全部つながっているわけで、1つの生物を守るということでは自然環境の保護というのは成り立っていきませんので、そんな意味でトータル的に自然を見守ることができるような部署ができれば欲しいというようなことをお願いして、これからの本巢市の豊かな自然を生かすという市民憲章が継続的に続くような市であってほしいことをお願いして、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩とします。再開は1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

休憩前に続きまして、5番 河村志信君の発言を許します。

質問席のほうへ。

○5番（河村志信君）

簡単な自己紹介をさせていただきます。

昭和28年生まれ、64歳。本巢市に生まれまして、64年間ここに生活しております。非常に本巢に

については愛着を持っております。

山紫水明と呼ばれる岐阜県、そのよさを凝縮したのが本巣市だと思っております。福井県境にそびえる能郷白山、そこを源流とする根尾川、緑濃い里の山々。住んでいることを誇れるまち本巣というのをテーマにして履行させていただき、こうして多くの方の支援をいただき議員とさせていただきます。その実現に向け、議員活動に臨む所存でございますので、今後ともよろしく願いいたします。

一般質問通告書に基づき質問させていただきます。

岐阜新聞の10月16日付、地域おこし隊についての記事をもとに、ちょっとヒントをいただきまして質問させていただきます。

地方創生、政策は不十分。地域おこし隊任期後に収入の壁というのが大きなテーマでございます。

1番、地域おこし協力隊の現状と将来について。

2009年、総務省地方創生の一環として、都市部より過疎地へ有能な若者が、本市本巣市で地域おこし隊として活躍されています。現在4名の方がそれぞれのミッションを持ち活躍されていますが、その現状と効果について関心を持っています。

(1) 隊員たちが抱えている悩み、問題についてお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

大野部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

本市における地域おこし協力隊員につきましては、先ほど先生もおっしゃられましたように、現在根尾地域及び外山地域におきまして各2名、合計4名の隊員がそれぞれミッションを持って活動をしておりまして、市や地域住民、関係団体などとの協働を図りながら、地域の活性化に向けた取り組みを進めているところでございます。

地域おこし協力隊員は、右も左もわからない初めての土地で生活し、活動していただくわけでありますので、議員が申されましたようにそれぞれ不安もあり、悩みを抱えているものと認識いたしております。本市では、そうした不安や悩みを少しでも解消し、隊員それぞれの取り組みが円滑に進むよう、毎月1回全隊員と市の担当者による定例会議を実施いたしまして、それぞれの隊員の活動状況を確認し合うほか、活動やふだんの生活における課題や悩みを共有したり、その解決策を皆で話し合ったりするなどして、隊員間の連携促進や活動のフォローアップを行っているところでございます。また、それとは別に、隊員の私生活の面におきましても、一例を申し上げますと、身の回り品の調達に職員が案内をするなど、公私にわたってサポートを進めているところでございます。

そうした中、それぞれの隊員が活動する中で抱えている悩みや問題を申し上げますと、関係団体との連携に難しさを感じていたり、自身が展開する事業の継続性に頭を悩ませたりするなど、さま

ざまな悩みを抱えながら活動をしている状況でございます。

市といたしましては、先ほども申し上げましたように、定例会議等の場を通じて、今後もその都度皆で解決策を模索し、支え合いながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

毎月1回の定例会議が行われているということで、非常に安心しました。

志半ばでという言葉があります。全国では任期途中で挫折し、やめる隊員も多いと聞きます。夢と希望を持ち、この本巣市の地域おこし隊で活躍したいという思いと、現実の厳しさ、地域になじめない、周りの協力が得られない、住む場所や将来に不安がある、収入の不安、それから教育や医療体制の不安、それぞれが悩みを持って全国では途中でリタイアされる方もあると聞きます。先ほどのお話を聞きまして少し安心いたしました。

(2)任期後の処遇とフォロー体制について伺います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

大野部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、2点目の任期後の処遇とフォロー体制はということでお答えさせていただきます。

隊員の任期につきましては、単年度ごとに委嘱をいたしまして、最大で3年延長できるということになっており、今年度末には1名が3年の任期を満了し、もう1名は2年での退任を希望しているという状況でございます。

この地域おこし協力隊事業は、隊員の任期中における地域の活性化や活力維持に貢献するだけでなく、活動を通じ、退任後もその地域に定住をしていただくことがこの制度の根幹的な目的の一つでもございます。現在のところ、退任予定の2名の隊員につきましては、任期後も本市に定住する意向を示されておりまして、1名は市内の団体職員として就職、またもう1名は起業した会社を継続させながら引き続き地域貢献活動にも積極的に参加し、地域住民の一員として生活をされる予定でございます。

隊員には任期終了後も地域で末永く活動していただけるよう、隊員のOB、OGという立場で現役隊員とともに活躍できる場を提供するなど、引き続き支援していくことが重要でありまして、隊員が就任する時点から常に任期終了後を見据えた活動を行っていただくようきめ細やかなフォロー体制をとっておりまして、職員による日ごろの相談体制に加えまして、地域おこし協力隊のセミナーや研修への参加など、国や県が用意しているさまざまな支援メニューも積極的に活用いたしまして、多方面から支援しているところでございます。

今後もこのような考えのもと、さまざまな支援策をうまく活用しながら、隊員が退任後も地域に溶け込み、いつまでも活躍し、定住していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

退任予定の2名の方が本巢市に定住するとのお話で、非常に安心しました。

岐阜県内においても定着率が6割というふうに数字を聞いております。逆に言えば4割の方は夢破れ、そのおこし隊の赴任を諦めて、またもとに戻るような数字も聞いておりますので、ぜひ今後も定着率の高い本巢市に隊員の方が残っていただくことを希望いたします。

任期中、最大3年間は収入等の身分が保障されますが、その後、地域の活性化や発展に彼らが引き続き活躍できるような体制はとれないものでしょうか。特に、北部地域の若い世代のリーダー的存在になり、農業、林業の推進役となり、かつて存在した青年団的な若者の横のつながりを深めるキーマンになっていただけると非常にいい活動ができるんじゃないかと考えます。

青森県のとある地域では、3年の任期後、起業支援ということで、2年間市の委託職員としてそういう体制をとっている自治体もあると聞いております。隊員が望めば、3年後のプログラムを提示していただいて、隊員が安心して本巢市に来てよかったと、本巢市の隊員になってよかったと思っただけじゃないかと考えます。

2番、若者が安心して働ける、そして世帯を持ち、住めるまちへ。

地元で働けるメリットとして、収入の安定もあります。通勤時間の短縮という利点が発生します。それにより、子育て世代では子どもへの育児や子どもと遊べる時間が多くとれるようになります。また、高齢者を抱える家庭では同居率が上がり、親の介護の時間が多くとれ、介護施設への依存度も減らせるのではないかと考えます。

(1)市内事業所従業率についてお伺いいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

大野部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

平成27年度に行われました国勢調査の結果から、本巢市民3万3,995人のうち約50%に当たる1万7,002人が、第1次産業、第2次産業、第3次産業、それぞれにおきまして従事をされておまして、そのうちの27.8%に当たります4,735の方が市内の事業所で従事されているという統計調査の結果でございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

屋井の工業団地もフル稼働となり、地元で働く環境は整いつつあり、とても心強く思います。

地域おこし隊員の中には結婚されている方もいます。家族で暮らせる住居、安定した収入を得るための就労、それから安心した学校教育、頼れる医療施設、それにプラスして、やはり趣味の実現、レジャー、スポーツや文化活動、そういうものも整っていると、非常に新しく住まわれる方にとってはプラスになると考えます。

現在、本巢市が抱える問題の一つとして、少子・高齢化、耕作放棄地、空き家対策などがあります。隊員の定住化が問題解決のサクセスストーリーになるのではないかと私は確信しております。

(2) 地元企業における受け入れ状況についてお伺いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

大野部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

議員から御通告をいただきました御質問が、移住・定住して若者が安心をして働きということですので、移住・定住をした方についての受け入れ状況ということでお答えをさせていただきますと思います。

本市の移住・定住施策といたしましては、現在行っております移住・定住補助金でありますとか空き家バンク制度、こういったものを活用し、本市に移住をされた方につきましては、平成28年度でございますが、34世帯103名の方が本市に何らかの支援策に基づいて移住をされている状況でございます。

御質問の移住者の地元企業における受け入れ体制ということでございますが、この移住をされた方の御職業でありますとか、どこにお勤めなのかといったことは把握をしていない状況でございます。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

34世帯103名の方が移住をされ、勤務などをされているとのことで、心強く思います。

地元の若者が地元で働ける図式ができ、また都会などから移住を希望する若者たちにも魅力のある本巢市になると確信します。本巢市内の企業に対して、地元の従業員を優先的に雇用していただくような流れを確立していただけるとありがたいと思います。

(3) 今後の見通しと支援についてお伺いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

大野部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

本市が現在進めておりますこの移住・定住促進につきましては、他の市町から本巢市に移住し、定住をしていただくために、先ほど御答弁させていただきましたような移住・定住補助金でありますとか、空き家バンク制度における空き家改修補助金、また家財道具等の処分補助金、さらには三世同居・近居支援補助金、またそれ以外にも各種の子育て支援施策、こういったものに加えまして、市内企業などで働き場の充実が、この本巢市を移住先として選んでいただくための大きな選択肢であると考えております。こうしたことから、移住をされる方に働き場所をあっせんするというのではなく、本巢市の誇れる自然環境でありますとか、先ほど申しました充実した支援策、こういったものによりましてこの本巢市を選んでいただけるよう、さらなる支援策の充実でありますとかPRに努めているということでございます。

もちろん議員が申されましたような方を含め、移住された方が安心して働き、世帯を持てるようにするためには働く場を確保することも重要なことであると考えております。市といたしましては、移住者に限定するというだけではございませんが、市民を新規に雇用された企業に対しまして雇用奨励金を支給するなど市民の雇用を促進しておりまして、働き場の確保にも努めているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、移住・定住施策を含めさまざまな取り組みを複合させながら、若者が安心して働き、また結婚や子育てがしやすい、日本一住みよいまちとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

移住・定住補助金など手厚い補助により、移住された方が安心して本巢で活動されていると想像します。非常にありがたいことです。

若者世代において、エリア活性化のためのタウンマネジャーというシステムがあるそうです。それを市内各地に配置し、地域の若者のリーダー的存在となり、年配者と違う感性、価値観で地域の活性化に発展を進めていただければ非常に心強い推進役になるんじゃないかと想像しています。

地域おこしのキーワードとして、若者、よそ者、それから変わり者という言葉がございます。なかなか地域にずっとおりますと、そういう感性がだんだん鈍くなってきますので、やはり若い方の感性を取り入れていただいて、また新しい本巢市の将来に備えていただけるとありがたいと思いま

す。

地方創生の一環として設けられた地域おこし協力隊の制度は、少子・高齢化に悩む地方都市に救世主となる存在になる可能性を持っていると思います。ぜひこの本巢市においても、多くの若者が定住し、活力ある、将来のあるまちになることを願います。昨今、長男・長女でさえも仕事の都合で都市部へ出ていってしまうという状況がございます。そのために高齢化した両親だけが家に住み、やがて空き家になったり、片方だけの住居になったりという現実がございます。地元で住み、親と同居ができ、二世帯、三世帯同じ屋根の下で生活できれば、今の時代が抱えている諸問題も克服できるのではないかと考えます。

今回の質問に関しまして、過疎化の進む北部地域だけの問題にとどめるのではなく、南部地域も含め移住者、居住者の増加が市を活性化し、市の発展、魅力度アップにつながると考えます。改めて、家族で暮らせる住居、安定した収入を得るための就労・企業、安定した学校教育、頼れる医療施設、それにプラスして趣味の実現、スポーツや文化活動を通じて住みよいまちになると考えます。これらのことは担当部署がまたがりますと、つい連携が難しい状況になると聞きます。行政が一丸となって総合的な対応をしていただくことをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（鐔本規之君）

続きまして、6番 澤村均君の発言を許します。

質問席へ。

○6番（澤村 均君）

私は、35年前、旧真正町に家を建て、2人の子どもをもうけ、地元の幼稚園から小・中学校、高校へと2人の子どもを育ててまいりました。現在は中小企業、零細企業の相談役ということで民主商工会の役員をやっており、特にこの4年間はその問題に真剣に取り組んでまいりました。

それでは、ただいまから質問させていただきます。

まず初めに、西部連絡道路の安全対策についてお伺いします。

私の住んでおります見延地区、特にほたる公園近くの道路は、S字カーブが続き、大変見通しも悪く、交通量も多く、非常に危険があります。その中には通学路があります。歩道は、東側にはあるんですが西側にはございません。そのため、そのS字カーブの中心部を横断し、父兄と一緒に通学路のほうへ渡るといふ箇所が2カ所あります。

まず初めに、そのほたる公園近くの対策についてお伺いします。

信号道路、信号交差点があり、通学路の本線はあるんですが、その前後のカーブに対する安全性についてお伺いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

青木部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、議員御質問の見延地内のほたる公園付近の安全対策についてお答えを申し上げます。

西部連絡道路線とほたる公園南側の市道糸貫1145号線との交差点につきましては、西部連絡道路線が大きく東へ回る線形となっておりまして、交差点北東の西部連絡道路線沿いに慰霊碑が建立されているため、市道から西部連絡道路線に入ろうとする際に、慰霊碑に隠れて北からの車両が一時的に確認できなくなる状況でございます。

議員御質問のとおり、交通安全上非常に危険な箇所でございますので、交差点付近の西部連絡道路線におきましては、これまで速度抑制を促す路面標示をするなど安全対策を講じてきたところでございます。また、西部連絡道路線の視認性を確保するため、路線の線形を緩やかにすることも検討してまいりましたが、完成から10年余りしか経過していないこと、地域住民の御理解や用地買収、多額の事業費が必要となることから、現実的には困難であると考えております。

しかしながら、視認性を確保し、事故防止のため安全性を高めることが必要であるため、今後ほたる公園南側の糸貫1145号線の線形変更、もしくは慰霊碑の移設等、早期対応が可能な方法を検討していきたいと考えております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

多大な事業費がかかるからこういう大工事を行うということは難しいということは、先々承知しておりましたが、今緊急に取り組んでいただきたい問題というのは、信号までの間に小学生が通学路にしている西側の部分について特にお伺いしたいんですけど、歩道を広げる、そしてガードレールをつけることによって通学路の安全性が保たれる。もちろん、それと平行して速度制限などは確実に下げたいという要望があります。なおかつ、軽微な事業でできる対策として、注意看板等車両から目視できる状態で、公園の入り口があるよ、通学路がありますよという啓発の看板を立てていただくことを考えていただければ、予算も余りかからなく実現できるのではないかと思いますけど、再度答えをお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの澤村議員の再質問についての答弁を担当部長に求めます。

青木建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

今、歩道、ガードレールをとということですが、確かに西側の今歩道がございませんので、西部連絡道路線の西側の方が通る場合には、通れない状況というのはあるのだと思っています。また、速度抑制、これについても非常に重要なことだと思っていますし、注意看板につきましては、これまでできることはしてきたつもりですが、以上3点につきまして、もう一度現地を確認させていただきまして、必要な対応を検討していきたいと思っております。

[6番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ぜひとも緊急性がある問題なので、解決いただけるように御努力をよろしく申し上げます。

それと、来年度からその使われるであろう歩道に4人の小学生順次ふえてくるんですけど、特に私たちの地域は子どもがふえている地域なので、子育て重視のこの本巢市としては、ぜひともその辺に重点を置いて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2つ目に入らせていただきます。

早野地区の対策の問題ですが、早野信号北側の交差点の改良というか安全性について、市の見解をお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、早野地内の西部連絡道の安全対策についてお答えをさせていただきます。

国道303号早野信号交差点の北側の西部連絡道と、モレラ岐阜から西進の交差点につきましては、通学路の危険箇所として、以前から地元自治会のほうから、車両の通行量も多く、通学路でもあることから、交通安全対策として信号機の設置の要求が出されておる箇所でございます。

これを受けまして、市では信号機の設置主体でございます公安委員会に対し、設置の要望を毎年行っているところでございますが、信号機が設置されております国道303号の早野交差点からの距離が短く、渋滞時には信号機があっても機能しないといったこともあることから、設置が現在見送られている状況でございます。こうしたことから、市におきましては、交通安全対策といたしまして自発光式の注意看板の設置など対策を講じてきたところでございます。

なお、当該箇所につきましては、今後の交通量等も注視しながら、引き続き公安委員会に対しまして信号機の設置を要望していきたいと思っておりますし、あわせまして関係部局と連携しまして必要な交通安全対策を実施してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ぜひともスピードアップで解決のほうへよろしく申し上げます。

それでは、2つ目の問題に移らせていただきます。

2番目に国民健康保険税の県単位化について、本巢市としての対応、これからのシミュレーションについてお伺いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

森部長。

○市民環境部長（森 寛君）

県単位化に伴います市民負担の影響について、お答えさせていただきます。

国民健康保険の県単位化により、市町村は被保険者の資格管理や医療費を支払い、保険税の賦課徴収などを引き続き行います。また、県は医療費に相当する額を全額保険給付費等交付金として市町村に交付し、市町村は被保険者からの保険税を国保事業費納付金として県に納めるなど、財政運営が大きく変わります。

現在、県では、岐阜県国民健康保険運営方針を策定中であり、12月の県運営協議会を経た後、最終答申が行われ、1月にパブリックコメント、3月に運営方針の決定・公表が行われる予定です。また、平成30年度各市町村の国保事業費納付金及び標準保険料率の算定についても、国提示の仮係数による算定結果が12月に、確定係数による算定結果の提示が1月にあり、国保事業費納付金及び標準保険料の確定は2月に示される予定であります。

市民負担の影響につきましては、現段階では県の運営方針が決定していない状況であること、また、県から平成30年度の国保事業費納付金及び標準保険料率が示されていないことから、どのようになるか現在のところ想定できない状況でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ほかの市町では、シミュレーションができているところもあるんですね。それで、高くなるであろうという予測が多いという話も聞いております。

それで、2番目に移らせていただきます。

仮に市民に負担増になる場合、基金の活用も含めて市民の負担増にならないようにすべきだと思いますが、市の考え方をお願いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、国保の県単位化に伴う市民負担影響のうち、負担増になった場合には基金でやったらどうだという御質問でございます。

現在の国民健康保険基金につきましては、合併以降5年間、一般会計からの繰り入れにより積み立てて、医療給付費の増加等の予期せぬ支出増、また保険税収納不足等の収入減等によりまして国保会計が赤字になった場合、国保保険税のアップまでの間の補填に活用するために設置しているものでございます。この基金は、こうした積み立てによりまして平成20年度には7億6,000万円ござ

いましたが、平成21年度、また平成27年度の2回赤字補填をしてきた結果、平成28年度には4億3,000万円まで減少いたしております。

御質問の国保の県単位化後におきましては、医療給費等につきましては県からの保険給付費等交付金の創設によりまして、医療給付費の増加による当該年度での県への追加負担というリスクを市町村が負う必要はなくなりますけれども、次年度以降にこの負担の精算という経費が生じてまいります。このため、こうした予期せぬ支出増や収入減に対応するため引き続き基金を保有していく必要あり、基金を経常的な負担軽減に活用した場合、こうした臨時的な支出増とか収入減に対応する財源がなくなる。県へ納付することができなくなって一般会計から持ち出すようなことになる、そうしてまた国保保険税を値上げするまでの間、国保会計の運営が困難になると、そういったおそれがあるということをございまして、今後も現在の国保財政を安定的に運営していくためにも、基金の取り崩しというのは今考えておりません。引き続き、こういった急のものに対応するために引き続き残していきたいということで、経常的な経費の負担軽減には今のところ活用するということは考えておりません。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

国民健康保険税というのは、今でも高過ぎる、なおかつ払えない家庭があります。この現状で、そもそも国民健康保険法には、第1条に相互扶助ではなく社会保障であると書いてあるように、払えないこの現状を、こういう人たちのためにも現状維持ではなく下げる方向で検討していただくようによろしくお願いします。

それでは、3番目の質問に入らせていただきます。

本巢市の留守家庭教室の改善についてということで御質問いたします。

現在、本巢市の留守家庭教室は午後6時までの開設となっております。この時間で十分な家庭もありますが、同時に勤務地や勤務時間帯の関係で、この時間を延長してほしい、そういう求める声が出ております。働き方改革や女性の社会進出が叫ばれている現在、それぞれの勤務状態に応じた対応が求められ、そのためには留守家庭教室の開設時間の見直し等を考えていただきたい。市の見解のほうをお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

久富部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

本市の留守家庭教室は、平日は午後2時から午後6時まで、夏休み期間中などの学休日は午前8時から午後6時まで開設しております。開設時間の見直しにつきましては、毎年実施しております利用者に対するアンケート調査によりますと、約8割の方が現状の開設時間のままと回答している

のに対しまして、約2割の方から開設時間の延長を求める御意見をいただいているところでございます。

本市の留守家庭教室は、平成28年度から対象年齢を3年生から6年生に引き上げ、教室の設置数につきましても各小学校区に1カ所の設置と拡充をさせていただいておりますが、開設以来課題となっておりまして、十分な職員の確保ができないという状況でありまして、現時点での開設時間の見直しにつきましては非常に難しい状況であると考えております。

このようなことから、今年度は留守家庭教室の運営方法などを含めた見直しについて検討しているところでございまして、本年7月内閣府の公聴会におきまして、クラス単位ごとに2名以上の配置が必要な国の基準に対しまして、小規模な留守家庭教室の1名での実施が可能となるよう配置基準の緩和をお願いしてきたところでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

今、2割の方が困っているという現状なんですけど、国の働き方改革などを踏まえても、この2割の方々のためにも、緊急にこの要望に応じていくという姿勢が必要であると思います。

そこで、職員の方の体系もそうなんですけど、市として柔軟にこの2割の方に対応するというのは、人数的な問題もあると思うんですけど、かなり少ない人数にはなると思うんですね。ですから、市としての対応、柔軟的にということを考えていただいて、もう少し何とかならないか、この時間的な部分、早急にということですけど、これをもう一度細かくお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

久富部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、お答えをさせていただきます。

具体的には、平日の開設時間を午後2時から、1時間延長して午後7時までとすることで、先ほどの夏休み期間中の学休日の開設時間を午前7時半から午後7時までと延長することなど、そういう見直しにつきまして現在検討させていただいていることや、市内の8つの留守家庭教室での利用者数を勘案しながら部分的な教室に限定して開設を行うなど、現在検討させていただいております。その点を御理解願いまして、できるだけ早い時期に見直しをさせていただきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

大変細かい返答をありがとうございます。

それでは、4つ目の質問に入らせていただきます。

平和教育についてであります。

この本巢市は、非核平和都市宣言のまちです。この宣言を生かした小・中学生に対する、特に戦後教育、戦争教育における重点的な取り組みも聞いております。本巢市における平和教育の実態と今後の推進方針はいかがなものでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、本巢市における平和教育の実態と今後の推進方針についてお答えをします。

次代を担う子どもたちに、戦争の悲惨さと平和のとうとさについて学ばせ、二度と戦争を繰り返さないという決意と態度を培うための平和教育は、近隣諸国の情勢などからも今まで以上に重要であると考えています。

学校においては、教育活動全体を通してその取り組みを進めています。

まず、国語において、各学年の発達の段階に応じて位置づけられた心に響く名作、教材文から、戦争と平和について深く考え学んでいます。また、社会科における二度の世界大戦と日本などでは、被爆の恐ろしさや核兵器の廃絶とともに平和のとうとさを学び、二度と戦争を繰り返さないという決意を培っています。さらに、国語や社会の学習を発展させ、平和に関する読書活動や調べ学習も行っています。そのほか、音楽においても平和を訴える楽曲を取り上げ、その歌詞の意味や願いを十分に考えさせて合唱をつくり上げ、思いを込めて歌っています。

市といたしましても、さまざまな事業を展開しています。

8月21、22日には、本巢市青少年平和教育研修会（広島派遣）を実施しました。これは、次世代を担う若い世代に核兵器や放射能汚染の恐ろしさ、戦争の悲惨さや平和のとうとさについて学び、考え、伝えていくことを目的として平成27年から実施しています。ことしは12人の中学生を世界で初めて原爆が落とされた広島に派遣し、平和記念館や本川小学校、呉市海事歴史博物館などの見学を行い、後日各学校で報告会を位置づけ、全校生徒にその学びを伝え、広げてきました。

また、8月2日から31日には、しんせいほんの森において各学校における平和教育実践資料及び非核平和都市宣言のまち本巢市にかかわる特別展示を行い、183名の参加がありました。参加者のアンケートには、このような展示が夏休みに図書館で開かれることをうれしく思います。教科書の中にも「ちいちゃんのかげおくり」「一つの花」などが扱われ、戦争が家族を奪うつらさ、原爆投下の悲惨さを子どもたちが学んでいることを知りました。そして、市が非核平和都市宣言をしていることを学校が伝えていることも知り、大変心強く感じましたなどの声をいただきました。来年度以降も平和を希求する子どもたちの育成を基本方針に、このような取り組みを充実・発展させていきたいと考えています。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

戦争というものを題材にして平和教育というのはあるわけですが、今、本巢市では、過去は2泊3日で行われていて、今1泊2日になったということで、予算の関係上と思いますけど、私もこの4年間のうちに広島、長崎、沖縄へと現状を見てきました。私は、戦後教育というか、戦争の教育はほとんど記憶にない、受けていないと思うんです。それが、この年になってあの広島・長崎の現状を見たときに、こんなことが日本であったのかということに改めて思いました。

今、日本の近隣諸国の、いろんなミサイルの問題とか取り上げられていますけど、力で押さえつけようとしてトラブルになって戦争になる。それはわかり切ったことなんですね。まず第一に、広島・長崎の原爆投下の現状を見たら、二度と戦争は起こしてはならない。当然のことなんですけど、これは映像や文章だけでは伝わらない部分があります。一番感受性の高い中学生のときにあの現状を見るということは、すばらしい印象深いことになると思うんです。私たち大人が戦争を起こすんですけど、この子たちが大きくなったときに絶対起こさないであろうという気持ちをかき立てるには、現場を見るのが一番大事だと思います。そこで、今後とも平和教育研修を拡大していただきたいということを要望して、再度今後の検討を聞かせていただきたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

議員にお尋ねをいたします。再質問なのか、中学生の拡大のほうでいいのか。

○6番（澤村 均君）

これは拡大のほうでお願いします。

○議長（鰐本規之君）

それでは、ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

中学生の平和研修の対象拡大についてお答えをします。

最初に、ことしの広島派遣研修に参加した2人の生徒のまとめの一部を紹介させていただきます。

1人目です。

私たちは、戦争という悲惨な過去の歴史から戦争の恐ろしさを学びました。そして、平和の大切さを学びました。世界唯一の被爆国である日本に住む私たちは、一人一人が悲惨な過去から目を背けず、心に刻み、平和と核廃絶を伝えていかなければならないと強く思いました。そして、私たちには伝える義務があると感じました。

2人目です。

戦争のために多くの若者が命を落としていったこと、とても残念で悲しく思いました。また、子どもを戦争に送り出さなければならない家族の気持ちを考えると、胸が苦しくもなりました。私たちは実際に戦争を体験したことがないから、正確なことは伝えられません。でも、語り部さんから

聞いて感じたことを伝えることはできます。そうすることで、戦争の恐ろしさ、平和のとうとさを伝える人、学ぶ人がふえると思います。私は、この2日間広島で見て、聞いて、心で感じた戦争、原爆の恐ろしさ、平和のとうとさを、まず家族、学校の仲間に伝え、知ってほしいです。そして、二度と戦争を繰り返さない平和への思いをつなげていけたらと思います。

実際に広島に行き、自分の目で見て自分の耳で聞くことにより、子どもたちの心は大きく揺さぶられ、平和への力強い決意を持つことができました。このような貴重な体験や平和学習を、一部の生徒のみならず全ての子どもたちに体感させることが平和なまちづくりへの投資であるとも考え、今後市内全ての中学校2年生を広島に派遣していく方向で検討を進めてまいります。これを平成31年度から実施していくためにも、来年度の研修は1泊2日から2泊3日に拡大し、参加人数も12人から20名に増員したいと考えています。さらに、市内全中学校から代表教職員を引率者として位置づけて、全校生徒が研修できるモデルコースも作成してまいります。

これにより、本巢市内全ての子どもたちが平和のとうとさを実感し、平和への強い決意と行動を起こし、よりよい学校、よりよい本巢市、よりよい社会を築く子どもたちに成長させていきたいと考えています。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ちょっと思ってもみないことで、大変喜ばしく思っております。ぜひともこういう交流とともに、もう一つつけ加えて、沖縄の現状を知るためにも、あちらの高校・中学生との交流とか、そういうことも将来的においては考えていただきたい。これも現場へ行かないと全くわからない、恐ろしい基地のまちです。今後ともよろしくお願いします。

最後に、いろんな市町の議員さんと交流活動をしていて、いつも言われます。本巢市は県内で一番住みやすいまちだ。市長、よくお聞きくださいね。いつも言われるんですよ。だから、僕が35年前に真正町へ引っ越してきたときにも、環境がよくてすごく住みやすいところだ。今改めて言われると、当たり前の中に住んでいるから気がつかないのかなと思うんですけど、ほかの市町からではそういうふうに見えるそうです。現実そういう数字が出ているということでいつも言われます。市長さんや職員の方々は今後ともこの名誉ある勲章をずっと引き続いて、さらに住みやすい本巢市になるように邁進いただくようよろしくお願いします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（鰐本規之君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

12月5日火曜日午前9時から本会議を開会しますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後1時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 堀 部 好 秀

署 名 議 員 黒 田 芳 弘